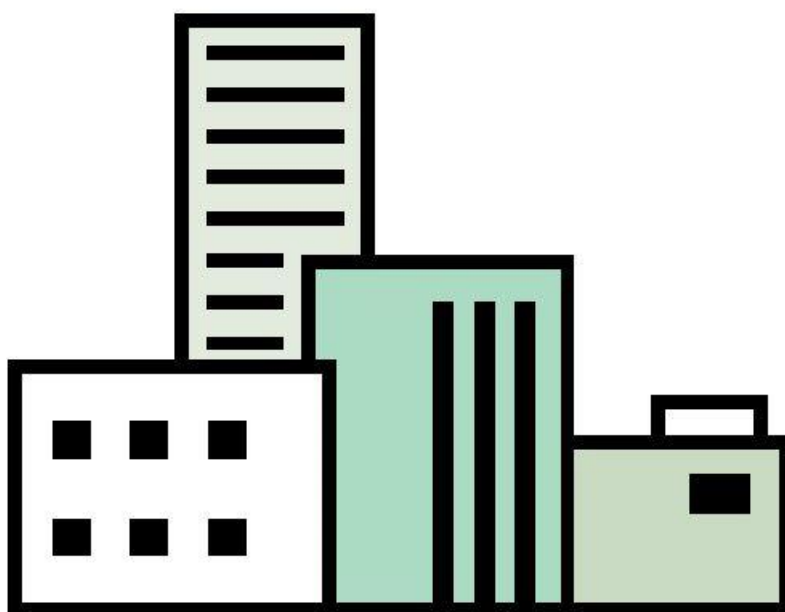


～事業活動環境配慮制度～  
計画書作成等の手引き



広島市

Ver. 21.04

## 目次

1	制度の概要	2
2	特定事業者の要件	3
3	温室効果ガス排出量の把握及び抑制等に係る措置を行うべき範囲等	5
4	原油換算エネルギー使用量の算定方法等	7
5	温室効果ガス排出量の算定方法等	8
6	本制度で報告する温室効果ガス排出量	9
7	温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標	12
8	評価	15
9	その他	19
10	事業活動環境計画書の作成	20
11	事業活動環境計画書の変更	29
12	事業活動環境報告書の作成	30
13	公表	32
14	記入例	33
15	別表	44
16	参考資料	52

この手引きにおいて使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（以下「条例」という。）、条例施行規則（以下「規則」という。）及び事業活動環境配慮指針（以下「指針」という。）において使用する用語の例によります。

# 1 制度の概要

## (1) 目的

本制度は、事業者自らが温室効果ガスの排出が少ないものを選択することや、温室効果ガスの排出を抑制するための対策を行うことによって、事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等を図ることを目的としています。

このため、一定規模以上の事業者（以下「特定事業者」という。）に対して、温室効果ガスの削減目標や排出抑制等に関する対策等を記入した事業活動環境計画書及び事業活動環境報告書の提出等を義務付けています。

## (2) 制度のポイント

### ① 対象は事業者単位

大規模な事業所だけでなく、市内に設置している全ての事業所におけるエネルギー使用量等の合計が一定規模以上の事業者が本制度の対象となります。

### ② 事業者による自主的な計画の策定、実績報告

温室効果ガスの削減に関する目標や対策についての計画書・実績報告書を市に提出していただきます。

### ③ 計画書・報告書の概要の公表

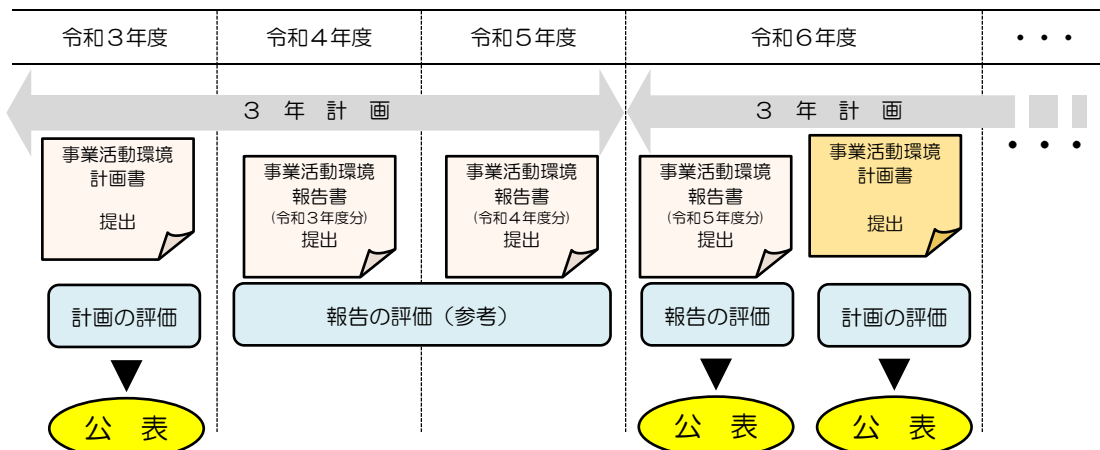
計画書・報告書の概要を事業者自ら公表していただくとともに、市ホームページでも公表します。

### ④ 計画書・報告書の評価

一定規模以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を対象として、計画書・報告書の取組内容を市で評価し、優良な大規模事業所については、その評価結果を市ホームページにおいて公表します。

### ⑤ 任意提出

特定事業者以外の事業者も計画書の提出等を行うことができます。



## 2 特定事業者の要件

### (1) 対象要件

計画期間となるべき初年度の前年度（以下「特定年度」という。）における市内に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量等の合計量が次の①又は②の要件を満たす場合、特定事業者となります。

また、一事業所当たりの合計量が次の①又は②の要件を満たす場合、大規模事業所となり、評価の対象となります。

- ① 原油換算エネルギー使用量が1, 500キロリットル以上
- ② エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量が3, 000トン以上

### (2) 省エネ法、温対法の対象要件との相違点

#### ① 『原油換算エネルギー使用量が1, 500キロリットル以上』について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に準じていますが、本制度では合計量を市内分に限定しています。

#### ② 『エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量が3, 000トン以上』について

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に準じていますが、本市の条例では、合計量を市内分に限定しているとともに、従業員規定（事業者全体で常時使用する従業員数が21人以上であること。）は設けていません。

上記について、判定方法等は以下のとおりとなりますので参考にしてください。

《参考：判定方法等》市内に設置している全ての事業所における合計量が次の①又は②

対象要件	算定期間	算定方法
①原油換算エネルギー使用量が1, 500キロリットル以上	計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度1年間 (4月1日～翌年3月31日)	省エネ法で規定する算定方法を準用
②エネルギー起源二酸化炭素を除く物質(※)ごとの温室効果ガス排出量が3, 000トン以上 ※ a 非エネルギー起源二酸化炭素 b メタン c 一酸化二窒素 d ハイドロフルオロカーボン e パーフルオロカーボン f 六ふつ化硫黄 g 三ふつ化窒素	・左のa～cの物質について 特定年度の前年度1年間 ・左のd～gの物質について 特定年度の初日の属する年の1年間(1月1日～12月31日)	温対法で規定する算定方法を準用  ※本制度では従業員規定は設けていません。

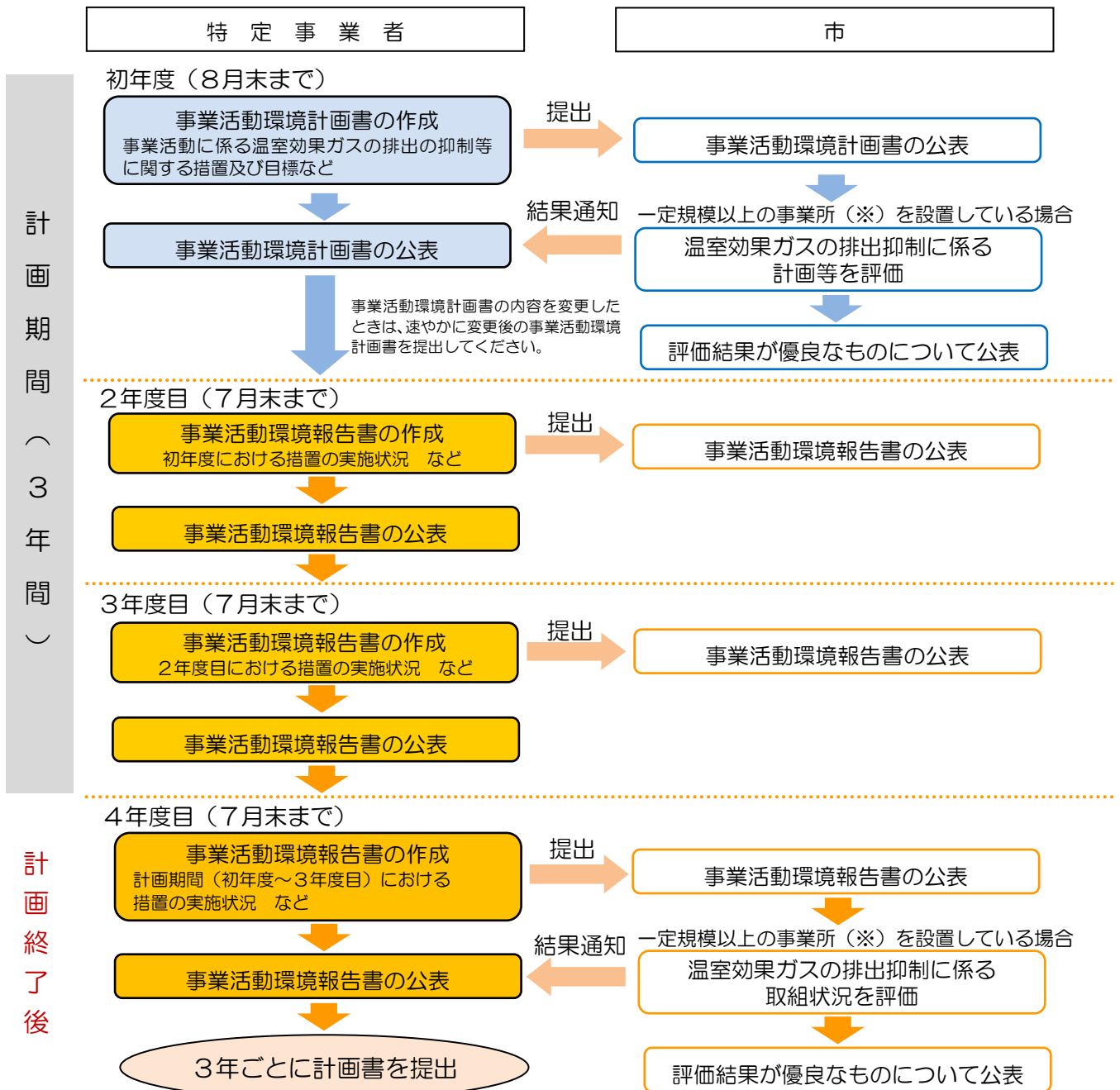
(3) 規模要件の目安

特定事業者に該当する上記規模の目安については、参考資料1（51、52ページ）を参考にしてください。（あくまでも目安ですので、特定事業者の判定等に当たっては実際の使用量等を把握してください。）

(4) 特定事業者以外の事業活動環境計画書の提出等

特定事業者以外の事業者が、事業活動環境計画書・報告書の作成、提出等をするときは、本手引き上で定めるところに準じて行ってください。

《特定事業者の手続きの流れ》



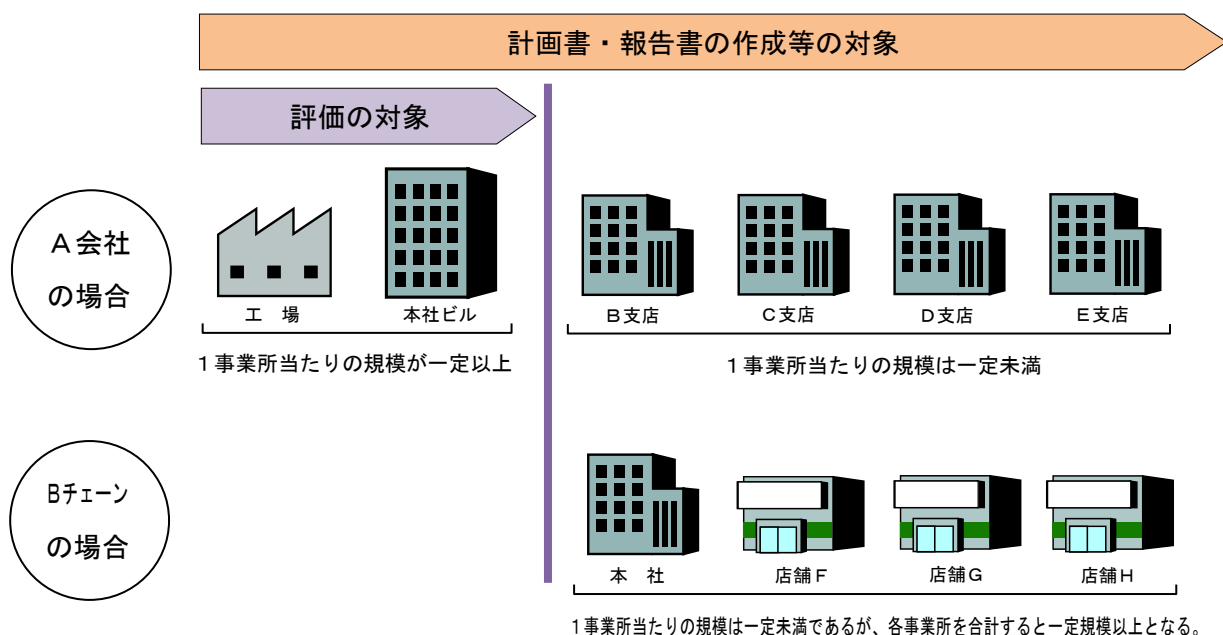
(※) 評価の対象となる一定規模以上の事業所（大規模事業所）とは、次のA又はBのいずれかの事業所を指します。  
 A 一事業所当たりのエネルギー年間使用量（原油換算）が1,500キロリットル以上  
 B 一事業所当たりの物質ごとの温室効果ガス年間排出量（二酸化炭素換算）が3,000トン以上（二酸化炭素の場合は、エネルギー使用に伴い排出したものを除きます。）

### 3 温室効果ガス排出量の把握及び抑制等に係る措置を行うべき範囲等

事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、事業者が設置しているすべての事業所（注1）に係るエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量を含めて行うものとします。

（注1）事業所とは、一区画（同一または隣接地）内において、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行うために設置しているものをいいます。例えば、工場も事業所に含まれます。

対象は全業種で、営利・非営利は問いませんが、工事現場、社宅、社員寮などの住居部分は報告の対象外としています。



また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲の考え方は次のとおりとします。この取扱は省エネ法、温対法に準じています。

#### (1) 連鎖化事業について

フランチャイズチェーン等の連鎖化事業者については、一定の条件を満たす加盟店を含め、事業者単位の義務が課せられます。

一定の条件については、定型的な約款に基づき、特定の商標、商号その他の表示をさせ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に以下の事項に関する定めがあることが条件となります。

##### ① エネルギー起源二酸化炭素

- ・ エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
- ・ 空気調和設備、冷凍機器・冷蔵機器、調理用機器・加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

##### ② その他の温室効果ガス

- ・ 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
- ・ 上記報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温室効果ガスの排出を伴う事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

なお、連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定め  
た方針、行動規範若しくはマニュアルに上記に関する定めがあつて、それらの定めを遵守す  
るよう約款に定めがある場合には、約款に上記の定めがあるものとみなします。

## (2) テナントビルの取扱

### ① テナントビルにおけるエネルギー使用量の報告範囲

#### ○オーナーの報告範囲

オーナーは、ビル全体のエネルギー使用量等から個々のテナントがエネルギー管理権原  
(注2)を有する設備に係るエネルギー使用量等を除いた量をもって、特定事業者の判断  
を行うものとします。

(注2) エネルギー管理権原とは、設備の設置・更新権限を有し、かつ、当該設備のエネ  
ルギー使用量が計量器等により把握できることをいいます。

#### ○テナントの報告範囲

テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらずテナント専用部に関わる全てのエネ  
ルギー使用量等をもって、特定事業者の判断を行うものとします。

### ② テナントのエネルギー使用量の推計手法

テナント専用部のエネルギー使用量等は、オーナーからテナント毎に可能な範囲で情報  
提供することが必要になります。

なお、テナント専用部のエネルギー使用量等の実測値の把握が困難な場合は、合理的な  
手法による推計を行うこともできます。

推計手法については、省エネ法での取扱に準じて、最も適切かつ合理的な手法を選択し  
てください。

## (3) 事業所敷地内で走行する自動車等

主に事業所の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量は、エネルギー使用量に算入  
せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内のみを走行する自動車等のエネルギー使用量は、  
当該事業所のエネルギー使用量として算入します。

## (4) 地方公共団体における取扱

地方公共団体が設置している一部の事業所の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の  
者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として捉え、次の取扱と  
なります。

### ① 地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定事業者となる事業

#### ○地方公営企業（水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業等）

※管理者が設置されている場合に限る（管理者が設置されていない場合は、知事部局等  
が当該事業の特定事業者となる。）。

※2以上の事業に管理者1人を置いている場合において、資産の取得、管理及び処分が一体になされている場合は、当該事業をまとめて一つの事業として扱う。

- 警察組織（公安委員会）
- 学校等（教育委員会）
- 組合
- 収用委員会

② 地方公共団体における知事部局等が特定事業者となる事業

消防組織、指定管理者、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、監査委員、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会

③ その他事業形態による取扱

- ・ 地方自治法に基づく事務の委託については、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関が特定事業者となります。
- ・ P F I（Private Finance Initiative）については、事業ごとに、財産・施設等の設置・更新権限がある側が特定事業者になります。

(5) 極めて小さな事業所におけるエネルギー使用量の取扱

原油換算エネルギー使用量15キロリットル／年未満の事業所であり、市内の総エネルギー使用量の1%未満の範囲の事業所については、事業活動環境計画書等の提出にあたり、本市に最初にエネルギー使用量を報告する際に用いた値と同じ値をその年度のエネルギー使用量として報告することができます。

なお、上記の扱いは、年度ごとの変化量を考慮しないだけであり、エネルギー使用量を無視するというものではありません。

## 4 原油換算エネルギー使用量の算定方法等

---

省エネ法の規定に準じた算定方法となります。

(1) 算定期間

当該年度の4月1日から翌年3月31日まで

(2) 算定の流れ

- ① 省エネ法で定めるエネルギーの種別ごとに年間の使用量を集計。
- ② 上記①の使用量に別表1の熱量換算係数（44ページ）を乗じ、年間の熱量（GJ）を求める。
- ③ 上記②で算定した年間の熱量の合計（GJ）に、0.0258（原油換算kJ/GJ）を乗じる。



## 5 温室効果ガス排出量の算定方法等

温対法の規定に準じた算定方法となります。

### (1) 算定期間

温室効果ガスの種類に応じて以下のとおりとなります。

温室効果ガスの種類	算定期間
エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素	年度（4月1日～翌年3月31日）
ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素	暦年（1月1日～12月31日）

### (2) 算定の流れ



#### ① 排出活動の抽出

温室効果ガスごとに定めた、当該温室効果ガス排出量算定の対象となる活動のうち、市内の事業所で行っている活動を全て抽出します。

温室効果ガス排出量算定の対象となる活動については、参考資料2及び3（53～55ページ）を参考にしてください。

#### ② 活動ごとの排出量の算定

抽出した活動ごとに、温対法で定められている算定方法・排出係数を用いて排出量を算定します。

**温室効果ガス排出量＝活動量×排出係数**

※活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標

※排出係数：活動量当たりの排出量

#### ③ 温室効果ガスごとの排出量の合計値の算定

温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算します。

#### ④ 温室効果ガスごとの排出量のCO<sub>2</sub>換算値の算定

温室効果ガスごとの排出量をCO<sub>2</sub>の単位に換算します。

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (t ガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$

※地球温暖化係数：別表3（46ページ）の温室効果ガスごとの地球温暖化をもたらす程度のCO<sub>2</sub>との比

#### (3) 温室効果ガスの排出係数について

エネルギー起源二酸化炭素の排出量の算定は、別表2（45ページ）の排出係数、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の算定は、温対法施行令の算定方法に示す排出係数をそれぞれ用いますが、これらの係数と実態が異なる場合は、実測等に基づいて別に設定することができます。その場合には、設定方法等について根拠資料を添付してください。

なお、電気の排出係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出の程度を反映したものを使用します。具体的には次のとおりです。

- ① 環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数（基礎排出係数）
- ② 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、①に相当する排出係数で、実測等に基づく適切な排出係数
- ③ 上記①及び②の方法で算定できない場合は、①又は②の排出係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数

なお、環境大臣又は経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数のうち、調整後排出係数については、本制度では使用しません。

## 6 本制度で報告する温室効果ガス排出量

本制度で報告が必要な温室効果ガス排出量は、次の(1)及び(2)となります。

#### (1) 温室効果ガス実排出量

温室効果ガス実排出量とは、温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいいます。

温室効果ガスの種類	報告区分
エネルギー起源二酸化炭素	必須
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス (非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)	物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上となるものが報告の対象となる。

## (2) 温室効果ガスみなし排出量

### ① 概要

温室効果ガスみなし排出量とは、(1)の温室効果ガス実排出量に対して、環境価値（以下②で説明）に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいいます。

なお、本制度において調整対象となる環境価値を活用しない場合は、温室効果ガス実排出量と同じ値としてください。

### ② 本制度において調整対象となる環境価値

次の制度により市内で生成された環境価値が対象となります。（ただし、市が認める場合はこの限りではない。）

○グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたグリーン電力証書、グリーン熱証書

○J-クレジット制度によるJ-クレジット

○オフセット・クレジット制度によるオフセット・クレジット

○国内クレジット制度による国内クレジット

○その他上記と同等の信頼性を確保する基準を持つクレジット等として、市長が適当と認めるもの

※本市外で生成された環境価値については、温室効果ガスみなし排出量の調整対象となりません。

### ③ 環境価値に相当する温室効果ガスの削減量等

次の温室効果ガスの削減量等であって、適切に償却（本制度に活用した環境価値が再販売、再使用されることを防ぐ措置。以下⑤により説明）されたものに限りします。

#### ○グリーン電力証書

グリーン電力の取得量に、原則、活用する事業者の電気の供給元である一般電気事業者等の電気の係数をグリーン電力の取得量に乗じて算定される温室効果ガスの削減量

#### ○グリーン熱証書

グリーン熱証書の熱量を温室効果ガスの削減量に換算した量

#### ○J-クレジット

J-クレジットの取得量

## ○オフセット・クレジット

オフセット・クレジットの取得量

## ○国内クレジット

国内クレジットの取得量

### ④ 温室効果ガスみなし排出量の算定方法

温室効果ガス実排出量から上記③の温室効果ガスの削減量等を控除します。

控除は、原則として、環境価値の償却を行った年度の温室効果ガス実排出量を対象とします。なお、計画期間最終年度の温室効果ガスみなし排出量の算定にあたっては、最終年度についての報告書の提出期限までに償却した環境価値も活用できます。

### ⑤ 本制度における償却に必要な書類等

#### ○グリーン電力証書

グリーン電力証書のコピーを提出する。

#### ○グリーン熱証書

グリーン熱証書のコピーを提出する。

#### ○J-クレジット

償却を行ったことを確認できる資料（J-クレジット制度運営事務局が発行する償却通知書のコピーなど）の提出。

#### ○オフセット・クレジット

償却を行ったことを確認できる資料（オフセット・クレジット制度運営事務局が発行する償却通知書のコピーなど）の提出。

#### ○国内クレジット

償却を行ったことを確認できる資料（国内クレジット認証委員会事務局が発行する償却通知書のコピーなど）の提出。

### ⑥ 環境価値の活用にあたっての留意事項

- ・ 温室効果ガスみなし排出量の調整に活用した環境価値については、再度調整に活用することはできません。
- ・ 温室効果ガス削減事業の実施により、自己の温室効果ガス排出量の削減分を環境価値として他事業者等に売却した場合の温室効果ガスみなし排出量は、当該売却分を実排出量に加算する必要はありません。（事業者の事務的負担が大きいこと等を考慮。）
- ・ 環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数のうち、調整後排出係数については、本制度では使用しません。

## 7 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

### (1) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置

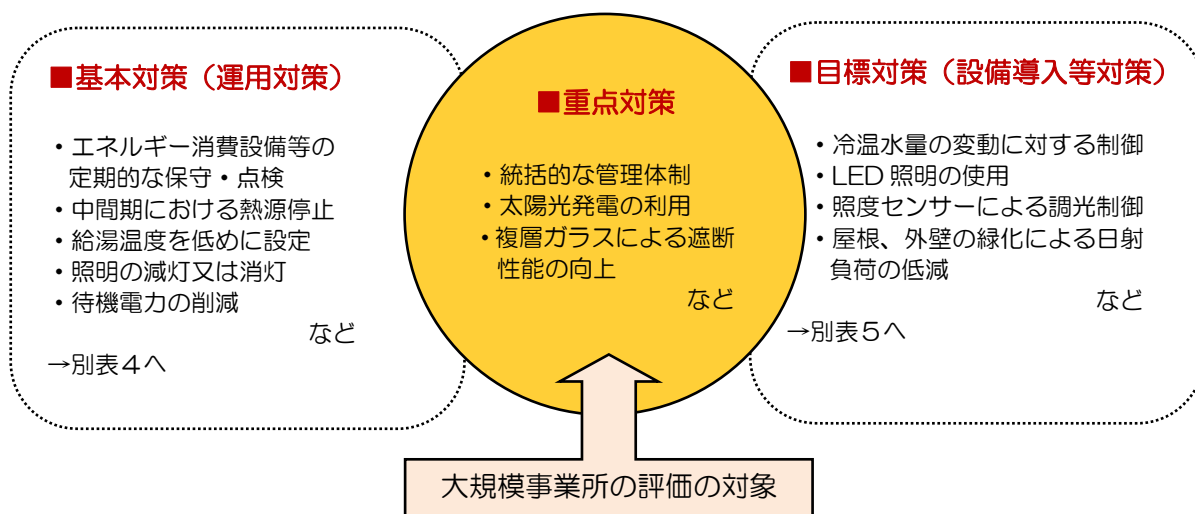
#### ① 温室効果ガス実排出量の削減のための措置

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に係る対策について、省エネ法では、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準（注3）（以下「判断基準」という。）、温対法では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等の指針（注4）（以下「排出抑制等指針」という。）を定めています。

（注3）「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）

（注4）「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号）

本市では、これらの「判断基準」、「排出抑制等指針」の内容を参考に、事業者の取組事項を簡潔に列挙し、削減対策の特性ごとに大きく2つに分類しました。（別表4、5のとおり。）「判断基準」、「排出抑制等指針」と併せて、取組の参考にしてください。



#### ■基本対策（運用対策）（別表4、47、48ページ）

基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検を適切に実施することにより、エネルギー損失の防止及び温室効果ガス排出量の削減を図るための基本的な運用対策です。

該当するものについては適切に実施するよう努めてください。

#### ■目標対策（設備導入等対策）（別表5 49、50ページ）

目標対策は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用等により、温室効果ガス排出量の抑制を図るものであり、費用対効果、設備の更新時期、経営状況等を踏まえながら、導入に向けた検討を行ってください。

また、これらの目標対策のほか、事業所の特性に応じた独自の対策についても検討を行ってください。

## ■重点対策

上記対策のうち、温室効果ガス排出量の削減効果が比較的大きいと思われるものを、重点対策として位置付けています。そのうち、目標対策については、再生可能エネルギーの利用、廃熱の利用、高効率設備の導入等、本市が特に普及を促進したいものを重点対策としています。

なお、重点対策については、大規模事業所の評価の対象となる対策です

### ② 温室効果ガスみなし排出量の削減のための措置

温室効果ガスの排出の抑制のためには、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を認識し、上記①に示す対策などにより、削減する努力を行うことが重要です。ただし、景気の動向等により削減が困難な場合は、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（環境価値）の購入等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせていくことも可能であり、取組について検討してください。

温室効果ガスみなし排出量の調整対象となる環境価値は、上記6(2)②（10ページ）のとおりです。

なお、本市外で生成された環境価値については、温室効果ガスみなし排出量の調整対象となりません。これらを取得等された場合については、次の③の項目で報告してください。

### ③ その他の地球温暖化対策

上記①及び②のほか、その他の取組例として以下のものが考えられます。

本市が実施する関連施策との連携なども含め、市内における対策についても積極的に検討し、取り組むよう努めてください。

- 温室効果ガスの排出量がより少ない製品等の製造等、製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等
- 森林の保全及び整備
- 廃棄物の発生の抑制等
- 地球温暖化対策に関する教育、学習の推進等

## (2) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標等

### ① 基準年度の温室効果ガス実排出量の設定

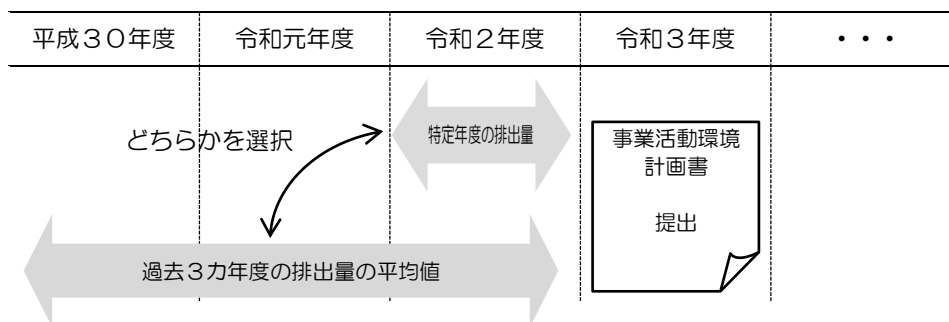
基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度です。

基準年度の温室効果ガス実排出量（以下「基準排出量」という。）は、原則として特定年度（計画期間の初年度の前年度）の排出量となります。

なお、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値を基準排出量とするこ

ともできます。

例えば、令和3年度に事業活動環境計画書を提出する事業者は、原則として令和2年度が基準年度となりますが、事業活動の著しい変動等により、令和2年度を基準年度とすることが適当でない場合は、平成30年度から令和2年度の3か年度の平均値を基準排出量とすることもできます。



### ② 排出量ベースの削減目標の設定

特定事業者は、温室効果ガス排出量の抑制に係る定量的な目標を定めてください。  
目標値は計画期間の各年度の値の平均値（推計）となります。

### ③ 原単位ベースの削減目標の設定

**任意**

上記②の排出量ベースの削減目標に加え、任意に、原単位（注5）での削減目標を記入することができます。

（注5）原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値等で除したものをいいます。

$$\text{原単位} = \text{温室効果ガス排出量} / (\text{生産量、延べ床面積など})$$

原単位を算出する際の分母としては、以下の例がありますが、この例によらず、それぞれの事業活動の特性をもとに温室効果ガス排出量と密接な関係にある最も適した指標で算出してください。

《参考》原単位に用いる母数の例

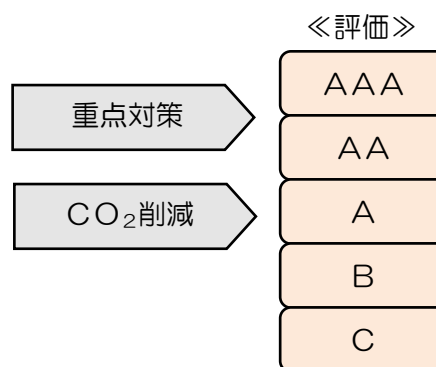
業種例	原単位に用いる母数の例
○製造業	○生産量（トン） ○製造品出荷額等 ○生産金額（円）
○小売業 （百貨店、スーパーマーケット等）	○売場面積（㎡） ○売上金額（円）
○ビル	○建物延べ床面積（㎡） ○空調面積（㎡）、空調容積（㎥）

## 8 評価

### (1) 評価の方法

評価は、次の2つの指標により行います。また、計画期間以前に実施した削減対策についても、評価を行います。

- 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置のうち重点対策に対する取組の程度（削減対策をどの程度計画したか、実施したか）
- 温室効果ガス削減量の対基準年度比



具体的には、基本対策（運用対策）のうち重点対策の取組状況を基本とし、それに目標対策（設備導入等対策）のうち重点対策の取組状況及び温室効果ガス削減量の対基準年度比に対する評価を加点し、それらの総合点によってAAA、AA、A、B、Cの5段階で評価を行います。

### (2) 評価対象

評価は、特定事業者が設置する大規模事業所の次の内容が対象です。（大規模事業所が複数ある場合は、それぞれの事業所について評価を行います。）

#### ① 事業活動環境計画書に添付する「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票」（以下「評価票」という。）の内容

なお、事業活動環境計画書の変更に伴い、変更後の事業活動環境計画書を提出するときに評価票の内容に変更が生じた場合は併せて提出してください。

#### ② 計画期間の翌年度に提出する事業活動環境報告書に添付する評価票の内容

※ 評価及び公表の対象としない、計画期間の1年度目及び2年度目についても、各事業者における取組度合の参考としていただくため、記入欄を設定しています。計画期間における事業活動環境報告書を提出するときに併せて提出してください。

### (3) 評価区分（点）の算出方法

評価票に基づき、次のとおり、基本対策、目標対策及び削減率ごとにその取組状況を段階的に点数評価し、その合計点によって評価します。

ただし、温室効果ガスみなし排出量が基準年度比で増の場合は、評価はAA以下となります。



項目		配点	総合点
基本ポイント	基本対策（運用対策）の実施状況又は実施計画	100点	200点
加ポイント	目標対策（設備導入等対策）の実施状況又は実施計画	80点	
	温室効果ガスみなし排出量の削減状況又は削減計画	20点	
総合評価	集計区分		評価
	上記総合点が150点以上 ※ただし、温室効果ガスみなし排出量が基準年度比で増の場合は、評価はAAとなります。		AAA
	125点以上		AA
	100点以上		A
	75点以上		B
	75点未満		C

① 基本対策（運用対策）の実施状況又は実施計画

基本ポイント：100点満点

実施状況又は実施計画の評価基準	区分	取組状況	ポイント		
			計画時	1年度目 2年度目	終了時
	a	ほぼ全面的（又は大規模）に実施している	5点		
	b	部分的に実施している	3点		
	c	計画期間中に実施計画あり	3点	1点	—
	d	未実施	0点		
	e	該当なし （当該設備がない、設備の仕様上実施できない）	—		

○取組状況の選択

計画時、計画期間の各年度終了時における評価票中の基本対策（運用対策）の実施状況又は実施計画（10項目）について、該当する区分を選択します。

○集計方法

次の計算式により算定します。

【事業活動環境計画書提出時（計画時）】

$$\frac{(a \text{ の個数} \times 5 \text{ 点}) + (b \text{ の個数} \times 3 \text{ 点}) + (c \text{ の個数} \times 3 \text{ 点})}{\{10 - (e \text{ の個数})\} \times 5} \times 100$$

【事業活動環境報告書提出時（1年度又は2年度目）】

$$\frac{\{(a \text{ の個数} \times 5 \text{ 点}) + (b \text{ の個数} \times 3 \text{ 点}) + (c \text{ の個数} \times 1 \text{ 点})\} \times 100}{\{10 - (e \text{ の個数})\} \times 5}$$

【事業活動環境報告書提出時（終了時）】

$$\frac{\{(a \text{ の個数} \times 5 \text{ 点}) + (b \text{ の個数} \times 3 \text{ 点})\} \times 100}{\{10 - (e \text{ の個数})\} \times 5}$$

② 目標対策（設備導入等対策）の導入状況又は導入計画

加点ポイント：最大80点

導入状況又は導入計画の評価基準	区分	導入状況	ポイント		
			計画時	1年度目 2年度目	終了時
	a	ほぼ全面的（概ね半分以上）に導入している （発電は10kW以上）	5点		
	b	部分的（概ね半分未満）に導入している （発電は10kW未満）	3点		
	c	計画期間中に導入計画あり	3点	1点	—
	d	未導入	0点		

○導入状況の選択

計画時、計画期間の各年度終了時における評価票中の目標対策（設備導入等対策）の導入状況又は導入計画（10項目）について、該当する区分を選択します。

○集計方法

次の計算式により算定します。

【事業活動環境計画書提出時（計画時）】

$$\frac{\{(a \text{ の個数} \times 5 \text{ 点}) + (b \text{ の個数} \times 3 \text{ 点}) + (c \text{ の個数} \times 3 \text{ 点})\} \times 80}{10 \times 5}$$

【事業活動環境報告書提出時（1年度又は2年度目）】

$$\frac{\{(a \text{ の個数} \times 5 \text{ 点}) + (b \text{ の個数} \times 3 \text{ 点}) + (c \text{ の個数} \times 1 \text{ 点})\} \times 80}{10 \times 5}$$

【事業活動環境報告書提出時（終了時）】

$$\frac{\{(a \text{ の個数} \times 5 \text{ 点}) + (b \text{ の個数} \times 3 \text{ 点})\} \times 80}{10 \times 5}$$

③ 温室効果ガスみなし排出量の削減状況又は削減計画

**加点ポイント：最大20点**

削減状況又は削減計画の評価基準	削減量の対基準年度比			
	区分	計画時・2年度目・終了時	1年度目	ポイント
a	4%以上		2%以上	20点
b	2%以上 4%未満		1%以上 2%未満	10点
c	0%以上 2%未満		0%以上 1%未満	0点
d	0%未満 (増加)		0%未満 (増加)	0点

**○削減量の対基準年度比に対するポイントの設定**

省エネ法の判断基準では、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%低減することを努力目標としています。

本制度のポイント設定にあたっては、この考え方に準拠し、3年間の計画期間において、温室効果ガスみなし排出量を平均で2% ((△1%+△2%+△3%) / 3) 削減することを基本としています。また、これよりも高い削減率であるときは、より高い評価を行います。

なお、温室効果ガスみなし排出量が基準年度比で増の場合、総合点にかかわらず、評価はAA以下となります。

**○取組状況の選択及び集計方法**

次の式により求められる削減量の対基準年度比について、該当するものを選択します。

$$\text{削減量の対基準年度比} = ((\text{A}) - (\text{B})) / (\text{A}) \times 100$$

※A = 基準年度の温室効果ガス実排出量

B = 次のいずれかの温室効果ガスみなし排出量

- ・ 計画時は、計画期間における各年度の値の平均値 (目標)
- ・ 1年度目又は2年度目は、当該年度の実績値
- ・ 終了時は、計画期間における各年度の値の平均値 (実績)

**(4) その他、記入上の留意事項**

- ・ 基本対策の取組状況の選択について、当該設備がない、設備の仕様上実施できない場合は、区分e (該当しない) を選択してください。
- ・ 基本対策及び目標対策の終了時の記入欄について、区分c (計画期間中に実施計画あり) は選択できません。
- ・ 基本対策、目標対策ともに、事業者の積極的な削減対策の計画化を図るため、計画時のみ区分c (計画期間中に実施計画あり) のポイントを割り増ししています。
- ・ 集計結果については、評価上の小計ごとに小数点以下を四捨五入して整数とします。

## 9 その他

---

### (1) 電気又は熱の供給を主たる事業とする事業所の取扱

#### ① 温室効果ガス排出量の把握及び抑制等に係る措置を行うべき事業活動の範囲等

電気又は熱の供給を主たる事業とする事業所（以下「エネルギー供給事業所」という。）については、計画書、報告書の作成において、他人に供給した電気又は熱を含む基準排出量、計画期間の目標排出量及び当該目標を達成するための削減対策を記入してください。

#### ② 評価

本制度の評価については、上記①の範囲を対象とします。

#### ③ 添付資料

エネルギー供給事業所を設置する事業者が報告するエネルギー起源二酸化炭素排出量については、上記①の範囲に係る排出量（配分前排出量）に加え、他人への電気又は熱の供給分を除く排出量（配分後排出量）が確認できる資料（任意様式）を提出してください。

### (2) 計画期間中に特定事業者の規模要件を下回った場合の取扱

#### ① 基本的な取扱

特定事業者は、計画期間中の初年度及び2年度目において、条例で規定する特定事業者の規模要件を満たさなくなった場合においても、エネルギー使用量等が気候要因や景気の動向等に大きく左右されることや、市民等に公表した計画をフォローする意味などから、計画期間中は特定事業者とみなし、3年度分の報告が必要となります。

#### ② 特定事業者の義務が消滅する場合

上記①にかかわらず、次に該当する場合で市長が適当と認めたときは、計画書作成等の義務が免除されますので届け出てください。

- ・ 計画期間の最終年度において、条例第9条第1項で規定する要件を満たさなくなったとき
  - ※ ただし、それ以降の年度において、特定事業者の規模要件に該当したときは、その次年度に事業活動環境計画書の提出等が必要となります。
- ・ 計画期間中において事業活動の廃止等により計画推進が困難となったとき

### (3) 広島県生活環境の保全等に関する条例との関係

広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）の適用除外規定に基づき、県条例・市条例のいずれにも該当する事業者については、本市への提出は必要ですが、広島県への提出は不要となります。

## 10 事業活動環境計画書の作成

特定事業者は、市内に設置している全ての事業所についてとりまとめを行い、事業活動環境計画書を作成してください。作成する単位は、法人単位が基本となります。したがって、子会社などのグループ会社であっても、法人単位で作成していただくこととなります。

また、連鎖化事業者、地方公共団体等については、上記3（5ページ）を参考にしてとりまとめ、作成してください。

	様式名	特定事業者	大規模事業所を設置している特定事業者
提出書類 (※1)	(1)事業活動環境計画書 第1号様式	○	○
	(2)事業活動環境計画書 第1号様式 別紙1	○	○
	(3)事業活動環境計画書 第1号様式 別紙2	○	○
	(4)事業活動環境計画書 第1号様式 別紙3		○
	(5)大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票		○
	(6)エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等(事業者用)	○	○
	(7)エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等(事業所用)		○
提出部数	1部		
提出方法	電子メール又は持参(紙媒体(※2)又は電子媒体)による提出 (この方法により難しい場合は御相談ください。)		
提出期限	計画期間の初年度の8月末まで		
提出先	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市環境局温暖化対策課 <u>電話番号: 082-504-2185 (直通)</u> 電子メールアドレス: ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp		

(※1) 上記書類のほか、次の事項に該当する場合、当該各事項に掲げる書類を提出

- ・ エネルギー起源二酸化炭素のほか、エネルギー起源二酸化炭素以外の物質ごとの温室効果ガス実排出量が3,000トン以上の場合、物質ごとの温室効果ガス実排出量の内訳が確認できる資料
- ・ 別表1(44ページ)に掲げる熱量換算係数、別表2(45ページ)に掲げる排出係数と異なる係数を使用する場合は、当該係数の算出根拠となる資料
- ・ 環境価値の活用により、温室効果ガス実排出量と温室効果ガスみなし排出量に相違がある場合は、上記6(2)⑤(11ページ)に掲げる資料
- ・ エネルギー供給事業所を設置する事業者が報告するエネルギー起源二酸化炭素排出量については、発電所等配分前及び配分後の排出量が確認できる資料
- ・ その他市長が必要と認める資料

(※2) 提出方法に関わらず、本市ホームページでの公表に使用するため、別紙1～3については電子データ(Excelファイル)を御提出ください。

(1) 事業活動環境計画書（第1号様式）の作成方法

全特定事業者提出必須

① 新規・変更の区分

「新規」・「変更」の区分については、「変更」を取消し線で消すか、「新規」に○印をつけてください。

② 日付

計画書を提出する年月日を記入してください。別紙の右上には計画書を提出する年度を記入してください。

③ 住所、氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入（スタンプ等を使用されても結構です。）してください。

なお、代表者以外の社員が条例に係る諸手続きの委任を受けた場合（例えば、本社が市外にあり、市内の支社の委任状を計画書に添付（様式は任意、1度提出した後はその写しでも可）し、計画書の「住所」欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、「氏名」欄には事業者名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入してください。

④ 計画期間

計画期間は計画書を提出する年度を含め、3か年度の期間となるように記入してください。（期間は（4月1日～翌年3月31日）年度単位で設定してください。）

⑤ 連絡先

連絡先には、後日、記入内容についての市からの問合せに対し、回答できる方の連絡先を記入してください。

第1号様式			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>事業活動環境計画書</b></p> <p>令和 年 月 日</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>（新規・変更）</p> <p>①</p> </div> </div>			
<p>（あて先）広島市長</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏名</p> <p style="text-align: right;">③</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">（法人にあっては名称及び代表者の氏名）</p>			
<p>広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第9条第1項、第9条第5項又は第13条第1項の規定により、次のとおり提出します。</p>			
事業者の要件	別紙のとおり		
事業の概要	別紙のとおり		
計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等	別紙のとおり		
大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等	別紙のとおり （※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）		
連絡先	⑤		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; font-size: x-small;">※受付欄</td> <td style="width: 50%; font-size: x-small;">※特記欄</td> </tr> </table>	※受付欄	※特記欄	
※受付欄	※特記欄		
<p>備考 1 ※印のある欄は、本市から特に指示がある場合以外は記載しないでください。</p> <p>2 大規模事業所とは、条例第9条第1項第4号に定める事業所をいいます。</p> <p>3 「エネルギー関連二酸化炭素排出量算定書等」を提出してください。また、大規模事業所を設置している事業者については、事業所ごとに「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価書」を添付してください。</p> <p>4 変更後の「事業活動環境計画書」を提出するときは、変更の概要を添付してください。</p>			

(2) 事業活動環境計画書（第1号様式 別紙1）の作成方法

全特定事業者提出必須

① 基準年度

温室効果ガス排出の抑制割合を比較する基準の年度です。基準年度については、上記7(2)①（13ページ）をご参照ください。

② 事業者の要件

該当するものにチェックをしてください。(1)と(2)は重複可。) 特定事業者の要件については、上記2(1)（3ページ）をご参照ください。

③ 事業者の業種

「日本標準産業分類」の細分類項目に掲げる業種名を記入してください。

2つ以上の業種に該当する場合は、主となる業種1つを記入してください。

④ 事業の概要

市内での事業活動に関して、事業内容、事業規模（工場数、店舗数など）等について、記入してください。

⑤ 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

計画を達成するための推進体制（管理体制）について記入してください。組織図などによって図示する場合は、「別添のとおり」と記入し、添付資料を併せて提出してください。

⑥ 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

○基準年度の実績

【基準年度】

特定年度となる年度を記入してください。特定年度について、特定年度を含む連続した過去3ヵ年度とした場合は、該当する年度間を記入してください。

【温室効果ガス実排出量】（小数点以下を四捨五入して整数で表示します。）

基準年度の温室効果ガス実排出量を記入してください。温室効果ガス実排出量とは、温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者の単位で3,000トン以上のものの排出量の合算となります。

第1号様式 別紙1 (令和 年度計画分 事業活動環境計画書)	
氏名 <small>(個人にあっては名称)</small>	
住所	
計画期間	
基準年度(*1)	①

1 事業者の要件 (1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	--

2 事業の概要

事業者の業種	③
事業の概要	④

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

⑤

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a		計画期間の目標 b ～ 年度 (平均値)	削減量の対基準年度比 (a-b)/a × 100 (aは基準年度の実排出量)	
	令和	年度			
温室効果ガス実排出量(*5)		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%	
温室効果ガスみなし排出量(*6)			⑥	t-CO <sub>2</sub>	%
目標設定の考え方					

\*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

\*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度をいう。

\*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

\*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>起源のもの及び非CO<sub>2</sub>起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、ヘフタフルオロカーボン及び六フッ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

\*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちCO<sub>2</sub>起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

\*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

## ○計画期間の目標

### 【計画期間】

計画期間である3年度間を記入してください。

### 【温室効果ガス実排出量】（小数点以下を切り捨てして整数で表示します。）

計画期間の各年度における温室効果ガス実排出量の目標値の平均値を記入してください。

### 【温室効果ガスみなし排出量】（小数点以下を切り捨てして整数で表示します。）

計画期間の各年度の各年度における温室効果ガスみなし排出量の目標値の平均値の目標（計画値）を記入してください。

環境価値を活用しない場合は、温室効果ガス実排出量と同じ値としてください。

## ○削減量の対基準年度比

### 【温室効果ガス実排出量に係るもの】（小数点第2位を四捨五入して整数で表示します。）

基準年度の温室効果ガス実排出量から、計画期間の各年度における温室効果ガス実排出量の目標値の平均値を減じたものを、基準年度の温室効果ガス実排出量で除した値を記入してください。単位は百分率（%）となります。

$$\frac{(\text{基準年度の温室効果ガス実排出量}) - (\text{計画期間の温室効果ガス実排出量の目標値})}{\text{基準年度の温室効果ガス実排出量}}$$

### 【温室効果ガスみなし排出量に係るもの】（小数点第2位を四捨五入して整数で表示します。）

基準年度の温室効果ガス実排出量から、計画期間の各年度における温室効果ガスみなし排出量の目標値の平均値を減じたものを、基準年度の温室効果ガス実排出量で除した値を記入してください。単位は百分率（%）となります。

環境価値を活用しない場合は、温室効果ガス実排出量と同じ値としてください。

$$\frac{(\text{基準年度の温室効果ガス実排出量}) - (\text{計画期間の温室効果ガス実排出量の目標値の平均値})}{\text{基準年度の温室効果ガス実排出量}}$$

なお、温室効果ガスみなし排出量の算定において、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者の排出係数については、調整後排出係数ではなく、基礎排出係数を使用します。

## ○目標設定の考え方

温室効果ガスの削減量等の目標をどのような考え方に基づき算出したか（目標の考え方等）を記入してください。



(3) 事業活動環境計画書（第1号様式 別紙2）の作成方法

全特定事業者提出必須

① 事業分類ごとの原単位の抑制に関する目標（※任意記入）

本項目については、事業内容に係る秘密が推測される等の事情がある場合、記入しなくても構いません。記入された場合は、公表対象となります。

上記7(2)③（14ページ）及び上記10(2)⑥（22ページ）に倣い、温室効果ガス排出量に係る原単位の基準年度の実績、計画期間の目標及び削減量の対基準年度比について、原則として事業分類（日本標準産業分類の細分類）ごとに記入してください。また、原単位の分母となる指標、目標設定の考え方を記入してください。

なお、各値の端数処理については、次のとおりとします。

- ・ 基準年度及び計画期間の目標値（原単位）については、有効数字4桁（切捨て）
- ・ 削減量の対基準年度比については、小数第1位まで（四捨五入）

② 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

特定事業者は、基本対策（別表4）、目標対策（別表5）を参考に、基準年度の状況を踏まえ、計画期間中における対策の計画化について記入してください。

③ 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

温室効果ガスみなし排出量に係る環境価値の活用等について、具体的な計画を記入してください。

④ 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

温室効果ガスの排出の削減に向けた基本的な考え方について記入してください。

⑤ その他の取組

上記②及び③以外のものを記入してください。例として次のようなものが考えられます。本市が実施する環境施策との連携なども含め、積極的に取り組むよう努めてください。

- ・ 温室効果ガスの排出量がより少ない製品の製造及び製品の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等
- ・ 森林の保全及び整備

第1号様式 別紙2 (令和 年度計画分 事業活動環境計画書)

② 事業分類ごとの原単位(\*7)の抑制に関する目標（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a) × 100
	年度	～年度 (平均値)	
			%
		①	%
		(任意記入)	%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

③ 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

②

④ 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(\*8)の活用等）

③

⑤ 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

④

5 その他の取組

⑤

\*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。  
 \*8 環境価値とは、ワセトリゾノ制度等により、温室効果ガス\*の排出削減等を行うアクション\*を通じて生成される温室効果ガス\*の削減量等をいう。なお、温室効果ガス\*みなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

- ・ 廃棄物の発生の抑制等
- ・ 地球温暖化対策に関する社員教育

(4) 事業活動環境計画書（第1号様式 別紙3）の作成方法

大規模事業所を設置していない特定事業者は、作成不要です。上記(1)を参考にして、大規模事業所単位で作成してください。

なお、基準年度及び計画期間は、特定事業者単位のもの（第1号様式 別紙1で記入したものの）と一致させてください。市内に大規模事業所を複数設置している場合は、大規模事業所ごとに第1号様式 別紙3の作成が必要です。

(5) 大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票の作成方法

大規模事業所を設置していない特定事業者は、作成不要です。上記8（15ページ）を参考にして大規模事業所単位で作成してください。

市内に大規模事業所を複数設置している場合は、大規模事業所ごとに評価票の作成が必要です。

(6) エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等（事業者用）の作成方法

エネルギー起源二酸化炭素排出量（事業者用）については、市内の全事業所を含む事業者全体のものを作成してください。

※ 作成にあたっては、本市作成の入力支援様式を使用してください。この様式は年度ごとに市において更新しますので、作成時における最新のものを使用してください。

算定方法は、省エネ法、温対法による報告書に準じています。同法と同様、以下の点に留意し記入してください。

① 使用量について

使用した燃料や電気の使用量については、表に記載されている単位で記入してください。

② その他の燃料について

表に出ていない燃料は、「その他の燃料」の（ ）内に記入してください。

③ 熱利用について

「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」「冷水」の熱量換算係数については、原則、別表1（44ページ）の熱量換算係数を用いてください。

ただし、熱供給事業者の燃料構成など

全特定事業者提出必須

エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等（事業者用）											
事業者名		令和 年度		令和 年度		令和 年度		令和 年度			
算定対象年度		令和 年度		令和 年度		令和 年度		令和 年度			
番号	エネルギーの種類 名称	購入元	単位	使用量			販売した副生エネルギーの量			熱量換算係数	排出係数
				数量	熱量 (GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	数量	熱量 (GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		
1	原油(コンテナを除く)		kl								
2	原油のうちコンテナ(DGL)		k								
3	揮発油		k								
4	灯油		kl								
5	軽油		kl								
6	A重油		kl								
7	B・C重油		kl								
8	石油777		t								
9	石油777		t								
10	石油777		t								
11	液化石油ガス(LPG)		t								
12	石油系液化天然ガス		千m <sup>3</sup>								
13	液化天然ガス(LNG)		t								
14	その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>								
15	原料炭		t								
16	一般炭		t								
17	無煙炭		t								
18	石炭		t								
19	コークス		t								
20	コークス		千m <sup>3</sup>								
21	高炉ガス		千m <sup>3</sup>								
22	転炉ガス		千m <sup>3</sup>								
23	その他燃料(都市ガス)		千m <sup>3</sup>								
24	その他燃料( )		千m <sup>3</sup>								
25	産業用蒸気		GJ								
26	産業用以外の蒸気		GJ								
27	温水		GJ								
28	冷水		GJ								
小計											
29	電気事業者(昼間買電)		千kWh								
30	電気事業者(夜間買電)		千kWh								
31	上記以外の買電		千kWh								
32	自家発電		千kWh								
小計											
合計					a	b		c			
原油換算エネルギー使用量				0.0258 × a						kl	
エネルギー起源温室効果ガス排出量				b - c						t-CO <sub>2</sub>	

日本標準産業分類 細分類番号等、工業統計調査における製造品出荷額及び延べ床面積		
日本標準産業分類の細分類番号(4桁)及び細分類名 (市内に複数の事業所を設置する事業者で細分類が複数ある場合は複数記入)	製造品出荷額等(*1) (日本標準産業分類の大分類が製造業である市内の事業所について細分類ごとの合計値を記入)	延べ床面積 (業務部門等(*2)である市内の事業所について細分類ごとの合計値を記入)
細分類番号	細分類名	延べ床面積
		万円
		㎡
		万円
		㎡

により、この数値と異なる係数を使用する場合は、根拠となる資料を添付してください。

#### ④ プロパンガス（LPG）について

プロパンガス（LPG）の熱量換算係数については、LPG供給事業者からの使用量が立法メートルで表示されている場合は、そのLPG供給事業者に $m^3$ からトンへの換算係数を確認の上、換算してください。換算係数が不明な場合は、下表の数値を用いてt（トン）に換算してください。

種 類	1 $m^3$ 当たりの t（トン）への換算係数
プロパン	1 / 502 t
ブタン	1 / 355 t
プロパン・ブタンの混合	1 / 458 t

#### ⑤ 他人から供給される電気について

##### 【熱量換算について】

「一般電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、平日休日問わず8時～22時、夜間買電は22時～翌日8時となっています。電気事業者の昼間買電、夜間買電の時間帯とは、異なるので注意してください。

電気の「高圧電力」や「季時別」という契約種別では、請求書などに「力率測定用有効電力量」という欄（略して「力測用有効」などと記載されている場合があります。）が、本制度の昼間買電に該当します。

また、夜間買電は、全使用量から力率測定用有効電力量を差し引けば算出できます。

なお、昼間買電夜間電力の使用量が分からない場合は、すべて昼間買電として計算しても構いません。

##### 【排出係数について】

「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出の程度を反映したものを使用します。具体的には次のとおりです。

- (a) 環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数（基礎排出係数）
- (b) 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、(a)に相当する排出係数で、実測等に基づく適切な排出係数
- (c) (a)及び(b)の方法で算定できない場合は、(a)及び(b)の排出係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する排出係数

なお、環境大臣又は経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数のうち、調整後排出係数については、本制度では使用しません。

#### ⑥ 基準排出量を特定年度を含む直近3か年度の排出量の平均値とした場合

基準排出量について、特定年度を含む直近3か年度の温室効果ガス実排出量の平均値とした場合、年度ごとの算定書が必要となります。（平成30年度、令和元年度及び2年度の平均値とした場合、3つの算定書が必要となります。）

⑦ 他人から供給される熱、電気について

購入元等を記入してください。

⑧ 日本標準産業分類細分類番号等、工業統計調査における製造品出荷額及び延べ床面積について

報告の目的

- 平成20年6月の温対法の改正により、政令指定都市は、区域の温室効果ガス総排出量を公表することが義務付けられました。
- 自治体の区域内の温室効果ガス排出量については、その基礎となるエネルギー消費量等の統計データが十分に整備されていないため、様々なデータを活用して、より実態に即した推計を行う必要があります。
- そのため、本制度に基づく報告を活用し、より実態に即した温室効果ガス総排出量の推計を行いたいと考えており、産業部門（製造業）、民生（業務）部門でのそれぞれ重要な指標となる製造品出荷額等、延べ床面積の基礎情報を併せて報告いただくことにしました。  
なお、製造品出荷額等と延べ床面積については公表の対象ではありません。

○ 報告が必要となる該当事業者と報告内容

本項目は、市内に設置している事業所について、日本標準産業分類の細分類単位での記入となります。当該細分類をさらに大規模事業所単位等で分割して記入する必要はありません。

大分類	報告の有無	報告内容
A 農業・林業	×	—
B 漁業		
C 鉱業、採石業、砂利採取業		
D 建設業		
E 製造業	○	細分類番号・細分類名（注1） 製品出荷額等（注2）
F 電気・ガス・熱供給・水道業	○	細分類番号・細分類名（注1） 延べ床面積（注3）
G 情報通信業		
H 運輸業、郵便業		
I 卸売業、小売業		
J 金融業、保険業		
K 不動産業、物品賃貸業		
L 学術研究、専門・技術サービス業		
M 宿泊業、飲食サービス業		
N 生活関連サービス業、娯楽業		
O 教育、学習支援業		
P 医療、福祉		
Q 複合サービス事業		
R サービス業（他に分類されないもの）		
S 公務（他に分類されるものを除く）		
T 分類不能の産業		

（注1）日本標準産業分類の細分類番号及び細分類名を記入してください。

市内に複数の事業所を設置する事業者で細分類が複数ある場合は複数記入してください。

《参考》総務省ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

(注2) 製造品出荷額等とは、工業統計調査（経済産業省が実施する製造業（日本標準産業分類の大分類）を対象とした調査）における製造品出荷額等を指します。

本市内の調査対象となる事業所の製造品出荷額等の細分類ごとの合計値を記載してください。

なお、当該製造品出荷額等については、本添付資料中の原油換算エネルギー使用量及びエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定対象年度（以下「算定対象年度」という。）に属する12月31日時点を期日とする調査で経済産業省に申告した数値としてください。

《参考》工業統計調査ホームページ（参考資料4 56、57ページ）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

(注3) 本市内の事業所の延べ床面積の細分類ごとの合計値を記入してください。

なお、当該延べ床面積については、算定対象年度に属する1月1日時点の数値としてください。

#### (7) エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等（事業所用）

大規模事業所を設置していない特定事業者は、作成不要です。上記(6)を参考にして大規模事業所単位で作成してください。

市内に大規模事業所を複数設置している場合は、大規模事業所ごとに算定書の作成が必要です。

なお、特定事業者が報告する「日本産業分類番号等、工業統計調査における製造品出荷額及び延べ床面積」については、上記(6)⑧によるため、本表での報告は不要です。

## 11 事業活動環境計画書の変更

---

### (1) 変更内容

既に提出している計画の内容について、次に掲げる事項に変更があるときは、変更後の計画書を提出してください。

- 事業所等を新設又は廃止したとき。
- 事業所等の用途を変更したとき。
- 事業を経営統合又は分社したとき。
- その他計画書に記載した事項について、大幅な変更があったとき。

### (2) 提出書類及び提出期限

提出する書類は、上記10（20ページ）に掲げる書類全てと、変更内容が分かるよう、概要書（変更箇所について説明。様式は任意）を添付して提出してください。

提出期限は、原則として変更事由の発生後速やかに行うこととしますが、変更事由が発生した年度の実績報告書を提出するときに併せて提出いただいても差し支えありません。

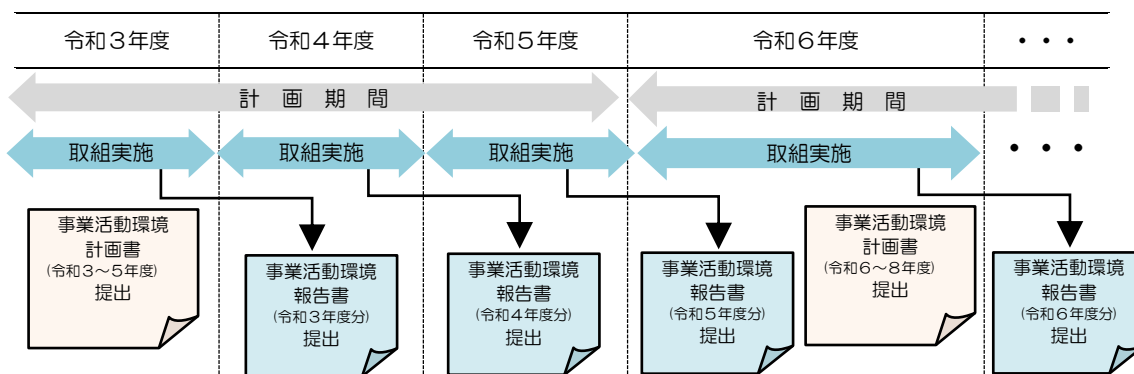
### (3) 記入上の留意事項

変更計画書作成にあたっては、上記10（20ページ）を参考に次の点に留意してください。

- ・ 事業活動環境計画書第1号様式の（新規・変更）の項目区分について、新規を取消し線で消すか、変更に○をつけてください。
- ・ 変更後の計画書は、変更部分のみを記入するのではなく、全ての項目について記入し、全ての書類を提出してください。

## 12 事業活動環境報告書の作成

事業活動環境計画書を提出した事業者は、計画期間中の取組状況について、毎年度、報告対象期間（計画期間の初年度から報告年度まで）における実施状況等の報告が必要です。



提出書類 (※1)	様式名	特定事業者	大規模事業所を設置している特定事業者
	(1)事業活動環境報告書 第2号様式	○	○
	(2)事業活動環境報告書 第2号様式 別紙1	○	○
	(3)事業活動環境報告書 第2号様式 別紙2	○	○
	(4)事業活動環境報告書 第2号様式 別紙3		○
	(5)大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票		○
	(6)エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等 (事業者用)	○	○
	(7)エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等 (事業所用)		○
提出部数	1部		
提出方法	電子メール又は持参（紙媒体（※2）又は電子媒体）による提出 （この方法により難しい場合は御相談ください。）		
提出期限	7月末まで		
提出先	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市環境局温暖化対策課 <b>電話番号：082-504-2185（直通）</b> 電子メールアドレス：ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp		

(※1) 上記書類のほか、次の事項に該当する場合、当該各事項に掲げる書類を提出

- ・ エネルギー起源二酸化炭素のほか、エネルギー起源二酸化炭素以外の物質ごとの温室効果ガス実排出量が3,000トン以上の場合は、物質ごとの温室効果ガス実排出量の内訳が確認できる資料
- ・ 別表1（44ページ）に掲げる熱量換算係数、別表2（45ページ）に掲げる排出係数と異なる係数を使用する場合は、当該係数の算出根拠となる資料
- ・ 環境価値の活用により、温室効果ガス実排出量と温室効果ガスみなし排出量に相違がある場合は、上記6(2)⑤（11ページ）に掲げる資料
- ・ エネルギー供給事業所を設置する事業者が報告するエネルギー起源二酸化炭素排出量については、発電所等配分前及び配分後の排出量が確認できる資料
- ・ その他市長が必要と認める資料

(※2) 提出方法に関わらず、本市ホームページでの公表に使用するため、別紙1～3については電子データ（Excelファイル）を御提出ください。

事業活動環境計画書の作成要領を参考にし、次の点に留意して作成してください。

① 報告対象期間

計画期間の初年度の初日から、報告書提出年度の前年度の末日までを記入してください。

② 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況、事業分類ごとの原単位の抑制に関する目標の達成状況

計画期間の各年度の実績を記入してください。

なお、本欄の最右欄については、計画期間の最終年度の翌年度に提出する報告書において記入します。平均値とは、計画期間の各年度における温室効果ガス実排出量及び温室効果ガスみなし排出量の平均値（小数点第2位を切り捨てして小数点第1位まで表示します。）を記入します。

③ 大規模事業所を設置している特定事業者について

計画期間の初年度及び2年度目を算定対象年度とする評価票も併せて提出してください。

なお、計画期間の初年度及び2年度目の評価結果は、公表を行いません。

事業活動環境報告書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

住所

ふりがな  
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条又は第13条第2項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の要件	別紙のとおり
事業の概要	別紙のとおり
計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
報告対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等	別紙のとおり
大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等	別紙のとおり (※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)
連絡先	担当部署 担当者氏名 住所 電話番号 ファックス番号 電子メールアドレス
※受付欄	※特記欄

- 備考 1 ※印のある欄は、本市から特に指示がある場合以外は記載しないでください。  
 2 大規模事業所とは、条例第9条第1項第4号に定める事業所をいいます。  
 3 「エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等」を提出してください。また、大規模事業所を設置している事業者については、事業所ごとに「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票」を添付してください。

第2号様式 別紙1 (令和 年度計画分 事業活動環境報告書)

氏名 (法人にあつては本拠)
住所
計画期間
基準年度(*1)

1 事業者の要件 (1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

- 該当する事業者の要件
- (1)原油換算エネルギー使用量(\*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者)
  - (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(\*4)が3,000トン以上(特定事業者)
  - (3)特定事業者以外の事業者

2 事業の概要

事業者の業種
事業概要

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下限は削減量の対基準年度比  $((a-b)/a) \times 100$  (aは基準年度の実排出量))

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
			年度	年度	年度	年度
温室効果ガス実排出量(*5)	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガスみなし排出量(*6)	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
実績に対する自己評価			%	%	%	%

- \*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。  
 \*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の前年度をいう。  
 \*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。  
 \*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)起源のもの及び非CO<sub>2</sub>起源のもの、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、及び六フッ化硫黄の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。  
 \*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちCO<sub>2</sub>起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000t以上のもの排出量の合算をいう。  
 \*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。



## 13 公表

### (1) 事業活動環境計画書及び事業活動環境報告書の公表

#### ① 特定事業者による公表内容

条例第11条第1項に規定する、特定事業者が公表しなければならない事項は、以下のとおりです。

公表方法は、インターネットの利用、事業所における備え置きや掲示などの適切な方法より行ってください。

提出書類	公表の有無
事業活動環境計画書 第1号様式、事業活動環境報告書 第2号様式	×
事業活動環境計画書 第1号様式 別紙1、事業活動環境報告書 第2号様式 別紙1	○
事業活動環境計画書 第1号様式 別紙2、事業活動環境報告書 第2号様式 別紙2	○
事業活動環境計画書 第1号様式 別紙3、事業活動環境報告書 第2号様式 別紙3	○
大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票	×
エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等（事業者用）	×
エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等（事業所用）	×

#### ② 市長による公表内容

条例第11条第2項に規定する、市長が公表する事項は、上記①により特定事業者が公表する事項について、事業者ごとに、上記の様式の形式により本市ホームページ等で公表します。

なお、計画書等を提出した事業者は、上記の公表内容について、正当な理由があるときは、当該理由に係る事項を非公表とするよう市長に求めることができます。

この場合において、市長が非公表とすることに正当な理由があると認めるときは、当該事項についてこれを非公表とします。

#### ③ 公表期間

上記①及び②の公表期間は、上記提出書類の提出から計画期間の最終年度の翌年度末まで行います。

### (2) 大規模事業所における重点対策に係る評価結果の公表

大規模事業所における重点対策に係る評価結果については、大規模事業所を設置する事業者へ通知するとともに、通知を行った翌日から起算して30日を経過した日から、計画期間の最終年度の翌年度末まで、評価結果がA以上である事業者を優良事業者として、その結果を公表します。

P33~P43は記入例です

本表は非公表です  
(全特定事業者提出必須)

第1号様式

該当しない項目を消すか、該当項目に○をしてください。

事業活動環境計画書 (新規・変更)

令和 3 年 6 月 30 日

住所、氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を記入してください。

市へ提出する年月日を記入してください。

住所 〒730-0000 広島市中区0000 0-0-0  
ふりがな かぶしきがいしゃ 0000  
氏名 株式会社 0000  
代表取締役社長 00 00  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第9条第1項、第9条第5項又は第13条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の要件	別紙のとおり	3年の計画期間となるように記入してください。	
事業の概要	別紙のとおり		
計画期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日		
温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等	別紙のとおり		
大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等	別紙のとおり (※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)	計画書の内容について確認できる方の連絡先を必ず記入してください。 ※電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスは半角で記入してください。	
連絡先	担当部署		株式会社 0000 00部00課
	担当者氏名		00 00
	住所		広島市中区0000 0-0-0
	電話番号		082-0000-0000
	ファックス番号		082-0000-0000
	電子メールアドレス	soumu00@△△△. □□□. co. jp	
※受付欄	※特記欄		
この欄は、本市から特に指示がある場合以外は記入しないでください。			

- 備考
- ※印のある欄は、本市から特に指示がある場合以外は記載しないでください。
  - 大規模事業所とは、条例第9条第1項第4号に定める事業所をいいます。
  - 「エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等」を提出してください。また、大規模事業所を設置している事業者については、事業所ごとに「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票」を添付してください。
  - 変更後の「事業活動環境計画書」を提出するときは、変更の概要を添付してください。

**本表は公表します  
(全特定事業者提出必須)**

第1号様式 別紙1

(令和3年度計画分 事業活動環境計画書)

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	株式会社 ○○○○
住所	広島市中区○○○○ ○-○-○
計画期間	令和3年4月1日～令和6年3月
基準年度(*1)	令和2年度 ←

原則として、計画期間の最初の年度の前年度(特定年度)としますが、事業活動の著しい変動等により適当でないときは、特定年度を含む過去3年間の平均とすることができます。

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロワットル以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素量が3,000トン以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

該当する要件を選択し、チェックボックスにチェックしてください。((1)と(2)は重複可。)

2 事業の概要

事業者の業種	百貨店・総合スーパー ← (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5611)
事業の概要	明治○○年創業、広島市内に本部を置き、食料品販売を中心とした総合小売業を営んでいる。地域に密着した店舗展開を行っており、現在では、広島市内にスーパーマーケットを5店舗出店している。中でも、△△店は市内でも最大級のショッピングモールである。

「日本標準産業分類 細分類」を参考に記入してください。

主な事業概要について記入してください。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制にあたっては、本部長を総括とし、総務部長を推進責任者とします。また、各店舗での推進は、各店舗の代表者を推進委員としてCO <sub>2</sub> 排出抑制に努めます。
---

計画期間の各年度の値の平均値とします。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和2年度	令和3～令和5年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
実排出量(*5)	29,600 t-CO <sub>2</sub>	29,000 t-CO <sub>2</sub>	2.0
温室効果ガス みなし排出量(*6)		29,000 t-CO <sub>2</sub>	2.0
目標設定の考え方	空調負荷の低減、高効率照明への順次更新を中心として、年間1%のCO <sub>2</sub> 削減を目指す		

小数点以下を切り捨てして整数で表示。

小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。

目標設定の考え方、算定の根拠など、可能な限り記入してください。

- \*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすること
- \*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう
- \*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱換算した量の合算をいう。
- \*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二酸化窒素、六フッ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- \*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- \*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

事業活動上の秘密が推測される等の事情がある場合、4(2)は記入しなくても構いません。

本表は公表します  
(全特定事業者提出必須)

第1号様式 別紙2

(令和3年度計画分 事業活動環境計画書)

(2) 事業分類ごとの原単位(\*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

計画期間の各年度の値の平均値とします。

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和2年度	令和3~令和5年度 (平均値)	
百貨店・総合スーパー	0.2683	0.2629	2.0 %
原単位の指標及び目標設定の考え方	床面積と営業時間の積を指標として考えた。年間1%の原単位削減を目指す。		

小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。

有効数字4桁(四捨五入)

- ・生産金額、売上金額、延床面積、輸送コスト等、原単位算定に用いた指標を記入してください。
- ・基準年度及び目標年度の数値は、原単位算定に用いた基準年度及び目標年度の生産金額などの指標の具体的な数値を記入してください。
- ・温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法は、それらの重み付け合算により求める方法等を示してください。

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

空調の設定温度の見直しによるエネルギー負荷の低減および高効率照明への順次更新を中心として排出量の抑制を図る。また、電気、水道、ガスの効率的な使用を進めると共に、省エネ機器の導入により、温室効果ガス実排出量を抑制する。

- 計画初年度より、冷暖房の設定温度を政府の推奨値(冷房28℃、暖房20℃)へ見直し  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…300t
- 計画初年度より、高効率照明器具(Hfインバーター蛍光灯)へ順次更新  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…300t
- 計画初年度より、不使用室や不使用区画の消灯及び執務時間外(休憩時間等)における消灯  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…80t
- 3年度目に、貯湯量300Lの太陽熱温水器を設置  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…200t

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(\*8)の活用等)

本市〇〇地区植林事業に基づき販売が予定されている、オフセットクレジットを年間約100トン購入予定。

特に措置していない場合は「特になし」と記入してください。

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組

当社では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制のため、  
1. 店舗の設備機器の更新を中心とした省エネルギーの推進  
2. 節電を中心とした従業員全体での運用面の改善  
以上2点を基本方針として地球温暖化対策に取り組みます。

5 その他の取組

- ・社内掲示板への月ごとのエネルギー使用量の公表による、社員の意識啓発を行う。
- ・グリーン購入に努める。
- ・廃棄物の分別処理を確実に行う。
- ・ヒートアイランド対策として屋上緑化を行う。

\*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

\*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

**本表は公表します  
(大規模事業所ごとに提出)**

第1号様式 別紙3

(令和3年度計画分 事業活動環境計画書)

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等  
(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

複数の大規模事業所を有する場合は、  
事業所毎に作成してください。

事業所の名称	株式会社〇〇〇〇 △△店
事業所の所在地	広島市中区〇〇〇 〇-〇-〇
事業所の業種	各種商品小売業
事業の概要	衣料品等を含む、食料品販売を中心とした市内最大級のショッピングモールである

「日本標準産業分類 細分類」を参考に記入してください。  
(複数ある場合は主なものを記入してください。)

主な事業概要について記入してください。

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

計画期間の各年度の値の平均値とします。

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和2年度	令和3~令和5年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	17,800 t-CO <sub>2</sub>	17,450 t-CO <sub>2</sub>	2.0 %
温室効果ガス みなし排出量		17,350 t-CO <sub>2</sub>	2.5 %
目標設定の考え方	空調・照明を中心として年1%のエネルギー改善を目指す。		

小数点以下を切り捨てして整数で表示。

小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。

目標設定の考え方、算定の根拠など、可能な限り記入してください。

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

空調の設定温度の見直しによるエネルギー負荷の低減および高効率照明への順次更新を中心として排出量の抑制を図る。

- 計画初年度より、冷暖房の設定温度を政府の推奨値(冷房28℃、暖房20℃)へ見直し  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…200t
- 計画初年度より、高効率照明器具(Hfインバーター蛍光灯)へ順次更新  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…200t
- 計画初年度より、不使用室や不使用区画の消灯及び執務時間外(休憩時間等)における消灯  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…30t
- 3年度目に、貯湯量300Lの太陽熱温水器を設置  
計画期間におけるCO<sub>2</sub>削減量見込み…100t

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値の活用等)

本市〇〇地区植林事業に基づき販売が予定されている、オフセットクレジットを年間約100トン購入予定。

特に措置していない場合は「特になし」と記入してください。

2 その他の取組

- ・社内掲示板への月ごとのエネルギー使用量の公表による、社員の意識啓発を行う。
- ・グリーン購入に努める。
- ・廃棄物の分別処理を確実にを行う。
- ・ヒートアイランド対策として屋上緑化を行う。

**本表は非公表です  
(大規模事業所ごとに提出)**

**大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票**

複数の大規模事業所を有する場合は、事業所毎に作成してください。

事業所名 株式会社〇〇〇〇 △△店  
(X) 基本対策(運用対策)の実施状況又は実施計画 <事務所・工場共通>

種別	No/記号	温室効果ガス削減対策の内容	計画時	1年度目	2年度目	終了時
一般管理	1	統括的な管理体制の整備及び責任者の配置	a			
	2	電圧、電流、温度、圧力、風量、流量、エネルギー使用量、運転時間等の計測、記録	a			
	3	取組状況の確認、評価、改善	a			
空調設備 換気設備	4	事務室等の冷暖房の設定温度は政府の推奨値(冷房28℃、暖房20℃)	a			
	5	不使用室の空調停止及びビル・倉庫等の不使用時における換気停止	b			
	6	冷暖房時における	b			
	7	中間期における熱	b			
ボイラー設備等	8	空調機器のフィルターの定期的な清掃・交換及び熱交換器の定期的な清掃	b			
照明設備	9	空気比は省エネ法に準じて調整(最良の燃焼効率かつ完全燃焼)	e			
	10	不使用室や不使用区画の消灯及び執務時間外(休憩時間等)における消灯	a			
実施状況又は 実施計画の 評価基準	a	ほぼ全面的(又は大規模)に実施している				
	b	部分的(又は小規模)に実施している				
	c	計画期間中に実施計画あり				
	d	未実施				
	e	該当なし(・当該設備がない・設備の仕様上、実施できない)				

当該設備が無い場合は(e)となります。

対策別に評価基準ランク(a~e)を入力してください。

(Y) 目標対策(設備導入等対策)の導入状況又は導入計画 <事務所・工場共通>

種別	No/記号	温室効果ガス削減対策の内容	計画時	1年度目	2年度目	終了時
空調設備 換気設備	1	BEMSによる運転管理(エネルギー消費状況の分析、診断による省エネ運転管理)	c			
	2	熱源水に太陽熱、地中熱、廃熱等を利用	d			
	3	全熱交換器による排気の熱回収	d			
ボイラー設備 給湯設備 燃焼設備等	4	ボイラー、燃焼設備、空調熱源設備等の燃料にバイオマス燃料を利用	d			
	5	ボイラー等にエコマイサーを設置することによる廃熱回収	a			
	6	太陽熱を利用した給湯	d			
	7	高効率給湯器(ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型ガス給湯器)の使用	d			
照明設備	8	LED照明の使用	b			
発電設備	9	太陽光発電又は天然ガスコージェネレーションの使用	d			
建物	10	複層ガラス(二重サッシを含む)による断熱性能の向上	b			
導入状況又は 導入計画の 評価基準	a	ほぼ全面的(概ね半分以上)に導入している(発電については10kW以上)				
	b	部分的(概ね半分未満)に導入している(発電については10kW未満)				
	c	計画期間中に導入計画あり				
	d	未導入				

(Z) 温室効果ガスみなし排出量の削減状況又は削減計画

	記号	削減量の対基準年度比(計画時及び終了時は計画期間における各年度の値の平均)		計画時	1年度目	2年度目	終了時
		計画時・2年度目・終了時	1年度目				
削減状況又は 削減計画の 評価基準	a	4%以上	2%以上				
	b	2%以上 4%未満	1%以上 2%未満				
	c	0%以上 2%未満	0%以上 1%未満				
	d	0%未満(増加)					

手引きの集計方法に従ってご記入ください。

**集計**

(X) 基本対策 (基本ポイント100満点)	$= \frac{\{(aの個数 \times \alpha) + (bの個数 \times \beta) + (cの個数 \times \gamma)\} \times 100}{\{10 - (eの個数)\} \times 5}$	⇒	計画時	1年度目	2年度目	終了時
			82			
(Y) 目標対策 (加点ポイント最大80点)	$= \frac{\{(aの個数 \times \alpha) + (bの個数 \times \beta) + (cの個数 \times \gamma)\} \times 80}{10 \times 5}$ ※ 1~3年度目は α=5 β=3 γ=1とする (X, Y共通) ※ 計画時は α=5 β=3 γ=3とする (X, Y共通) (計画時においては、計画化の評価を割増しています。)	⇒	計画時	1年度目	2年度目	終了時
			22			
(Z) 温室効果ガス みなし排出量 の削減 (加点ポイント最大20点)	$= a \cdots 20 \quad b \cdots 10 \quad c \cdots 0 \quad d \cdots 0$	⇒	計画時	1年度目	2年度目	終了時
			10			
総合点	$= (X) + (Y) + (Z) \quad (\text{最大 } 200\text{点})$	⇒	計画時	1年度目	2年度目	終了時
			114			

※ 温室効果ガスみなし排出量が基準年度比で増のときは、評価はAA以下となります。

総合評価	評価基準	計画時	終了時
AAA	総合点が150点以上 <優良事業者として公表>		
AA	総合点が125点以上 <優良事業者として公表>		
A	総合点が100点以上 <優良事業者として公表>		
B	総合点が75点以上 <非公表>		
C	総合点が75点未満 <非公表>		

A以上の場合、優良事業者として評価結果を公表します。

**本表は非公表です  
(全特定事業者提出必須)**

エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等（事業者用）

事業者名	株式会社 ○○○○
算定対象年度	令和 2 年度

番号	エネルギーの種類 名称	購入元	単位	使用量			販売した副生エネルギーの量			熱量 換算 係数	排出 係数
				数量	熱量 (GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	数量	熱量 (GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		
1	原油(コンテナを除く)		k1								
2	原油のうちコンテナ(NGL)		k1								
3	揮発油		k1								
4	ナフサ		k1								
5	灯油		k1								
6	軽油		k1								
7	A重油		k1	3,308	129,343						
8	B・C重油		k1								
9	石油アスファルト		t								
10	石油コークス		t								
11	液化石油ガス(LPG)		t								
12	石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>								
13	液化天然ガス(LNG)		t								
14	その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>								
15	原料炭		t								
16	一般炭		t								
17	無煙炭		t								
18	石炭コークス		t								
19	コールタール		t								
20	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>								
21	高炉ガス		千m <sup>3</sup>								
22	転炉ガス		千m <sup>3</sup>								
23	その他燃料(都市ガス)		千m <sup>3</sup>	3,066							
24	その他燃料( )										
25	産業用蒸気		GJ								
26	産業用以外の蒸気		GJ								
27	温水		GJ								
28	冷水		GJ								
小計					270,379	15,996					
29	一般電気事業者(昼間買電)	○○電力株	千kWh	14,916	148,713	10,053				9.97	0.674
30	一般電気事業者(夜間買電)	○○電力株	千kWh	5,314	49,314	3,582				9.28	0.674
31	上記以外の買電		千kWh								
32	自家発電		千kWh	6,146			455	4,441	18	9.76	0.674
小計							455	4,441	253		
合計					a	b		c			
原油換算エネルギー使用量				0.0258×a						12,085	k1
エネルギー起源二酸化炭素排出量				b - c						29,600	t-CO <sub>2</sub>

二酸化炭素排出量、原油換算エネルギー使用量等の算定方法については、省エネ法・温対法と同じルールです。

複数の大規模事業所を有する場合は、事業所毎に作成してください。

他人から供給された熱及び電気については、その供給元を記入してください。

こちらを必ず記入してください。

日本標準産業分類 細分類番号等、工業統計調査における製造品出荷額及び延べ床面積

日本標準産業分類の細分類番号(4桁)及び細分類名 (市内に複数の事業所を設置する事業者で細分類が複数ある場合は複数記入)	製造品出荷額等(*1) (日本標準産業分類の大分類が製造業である市内の事業所について細分類ごとの合計値を記入)	延べ床面積 (業務部門等(*2)である市内の事業所について細分類ごとの合計値を記入)
5611 百貨店、総合スーパー	万円	9,900 m <sup>2</sup>
細分類が複数ある場合は複数記入してください。	万円 万円 万円	業務部門等(*2)の場合、記入が必要です。

\*1工業統計調査（経済産業省が実施する製造業（日本標準産業分類の製造業）の製造品出荷額等の細分類ごとの合計値を記載してください。なお、当該製造品出荷額等については、本添付資料中の原油換算エネルギー使用量及びエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定対象年度（以下「算定対象年度」という。）に属する12月31日時点の期日とする調査で経済産業省に申告した数値としてください。

\*2業務部門等（日本標準産業分類の大分類が農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業及び製造業以外）に該当する本市内の事業所の延べ床面積の細分類ごとの合計値を記入してください。なお、当該延べ床面積については、算定対象年度に属する1月1日時点の数値としてください。

本表は非公表です  
(大規模事業所ごとに提出)

エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等 (事業所用)

事業所名	株式会社 ○○○○ △△店
算定対象年度	令和 2 年度

エネルギーの種類				使用量			販売した副生エネルギーの量			熱量 換算 係数	排出 係数
番号	名称	購入元	単位	数量	熱量 (GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	数量	熱量 (GJ)	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		
1	原油(コンデンセートを除く)		kl								
2	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl								
3	揮発油		kl								
4	ナフサ		kl								
5	灯油		kl								
6	軽油		kl								
7	A重油		kl	1,985	77,614	5,379				39.1	0.0189
8	B・C重油		kl								
9	石油アスファルト		t								
10	石油コークス		t								
11	液化石油ガス(LPG)		t								
12	石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>								
13	液化天然ガス(LNG)		t								
14	その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>								
15	原料炭		t								
16	一般炭		t								
17	無煙炭		t								
18	石炭コークス		t								
19	コールタール		t								
20	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>								
21	高炉ガス		千m <sup>3</sup>								
22	転炉ガス		千m <sup>3</sup>								
23	その他燃料(都市ガス)	広島ガス	千m <sup>3</sup>	1,840	82,800	4,129				45	0.0136
24	その他燃料( )										
25	産業用蒸気		GJ								
26	産業用以外の蒸気		GJ								
27	温水		GJ								
28	冷水		GJ								
小計					160,414	9,508					
29	電気事業者(昼間買電)	○○電力	千kWh	8,950	89,232	5,531				9.97	0.618
30	電気事業者(夜間買電)	○○電力	千kWh	3,188	29,585	1,970				9.28	0.618
31	上記以外の買電		千kWh								
32	自家発電		千kWh	3,688			273	2,664	37	9.76	0.1368
小計			千kWh	15,826	118,817	7,501	273	2,664	37		
合計					a 279,231	b 17,009		c 2,664	37		
原油換算エネルギー使用量					0.0258×a					7,204	kl
エネルギー起源温室効果ガス排出量					b - c					16,971	t-CO <sub>2</sub>



事業活動環境報告書

**本表は非公表です  
(全特定事業者提出必須)**

令和 4 年 7 月 20 日



市へ提出する年月日を記入してください。

(あて先) 広島市長

住所、氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。

住所 〒730-0000  
広島市中区0000 0-0-0

ふりがな 氏名 かぶしがいしゃ 0000  
株式会社 0000  
代表取締役社長 00 00  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条又は第13条第2項の規定により、次のとおり提出します。

計画書で計画した3年間の計画期間を記入してください。

事業者の要件	別紙のとおり	
事業の概要	別紙のとおり	
計画期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
報告対象期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等	別紙のとおり	
大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等	別紙のとおり (※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)	
連絡先	担当部署	株式会社 0000 00部00課
	担当者氏名	00 00
	住所	広島市中区0000 0-0-0
	電話番号	082-0000-0000
	ファックス番号	082-0000-0000
	電子メールアドレス	soumu00@△△△. □□□. co. jp
※受付欄	※特記欄	
この欄は、本市から特に指示のある場合以外は記入しないでください。		

報告書の内容について確認できる方の連絡先を必ず記入してください。  
※電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスは半角で記入してください。

- 備考 1 ※印のある欄は、本市から特に指示がある場合以外は記載しないでください。  
 2 大規模事業所とは、条例第9条第1項第4号に定める事業所をいいます。  
 3 「エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等」を提出してください。また、大規模事業所を設置している事業者については、事業所ごとに「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票」を添付してください。

**本表は公表します  
(全特定事業者提出必須)**

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	株式会社 ○○○○	計画書で計画した3年間の計画期間を記入してください。
住所	広島市中区○○○○ ○-○-○	
計画期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日	
基準年度(*1)	令和2年度	計画書で計画した基準年度を記入してください。

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者	該当する要件を選択し、チェックボックスにチェックしてください。((1)と(2)は重複可。)
------------	---	---

2 事業の概要

事業者の業種	百貨店・総合スーパー <small>(主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5611)</small>	「日本標準産業分類 細分類」を参考に記入してください。
事業概要	明治○○年創業、広島市内に本部を置き、食料品販売を中心とした総合小売業を営んでいる。地域に密着した店舗展開を行っており、現在では、広島市内にスーパーマーケットを5店舗出店している。中でも、△△店は市内でも最大級のショッピングモールである。	主な事業概要について記入してください。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下限は削減量の対基準年度比  $\frac{(a-b)/a}{b} \times 100$  (aは基準年度の実排出量、bは計画期間の実績))

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和2年度	令和3～令和5年度(平均値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3～令和5年度
温室効果ガス実排出量(*5)	29,600 t-CO <sub>2</sub>	29,000 t-CO <sub>2</sub>	29,000 t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガスみなし排出量(*6)		29,000 t-CO <sub>2</sub>	28,900 t-CO <sub>2</sub>			
		2.0 %	2.0 %			
		2.0 %	2.4 %	%	%	%
実績に対する自己評価	令和3年度は計画通りに対策を実施し、温室効果ガス排出量の年1%削減の削減目標を達成することができた。					

\*1 計画書で計画した値を記入してください。変更がある場合は、変更計画書を提出する必要があります。

\*2 実績に対する自己評価を記入してください。より特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断ができる。

\*3 熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

\*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

\*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

\*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

本表は公表します  
(全特定事業者提出必須)

第2号様式 別紙2

(令和3年度計画分 事業活動環境報告書)

(2) 事業分類ごとの原単位

事業活動上の秘密が推測される等の事情がある場合、3(2)は記入しなくても構いません。

(※原単位の下段は削減量の対基準年度比...((a-b)/a)×100.)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の各年度の実績を記入してください。			
	令和2年度	令和3~令和5年度(平均値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3~令和5年度(平均値)
百貨店・総合スーパー	0.2683	0.2629	0.2653			
		2.0 %	1.1 %		%	%
			%			%
			%			%
原単位の指標及び実績に対する自己評価	当社のエネルギー消費の大部分を占める空調・照明関係のエネルギー消費量に密接な関係を持つ値として、床面積と営業時間の積を指標とした。令和3年度は実質的な温室効果ガス排出量削減とともに、排出量原単位の改善も図ることができた。					

計画書で計画した値を記入してください。変更がある場合は、変更計画書を提出する必要があります。

有効数字4桁(四捨五入)

小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。

平均値については、計画期間終了時の翌年度に提出する報告書において記入します。

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

使用した指標、その指標を用いた理由等について記入し、実績に対する自己評価をしてください。

令和3年度中に実施した温室効果ガス排出量に関する措置は以下のとおりである  
冷暖房の設定温度を政府の推奨値への見直し、不使用室の消灯などの運用面を中心に対策を実施した。また、高効率照明器具への更新についても、順次実施している。

- ・冷暖房の設定温度は政府の推奨値(冷房28℃、暖房20℃)へ見直し…300 t 削減
- ・高効率照明器具(Hfインバーター蛍光灯)へ順次更新…300 t 削減
- ・不使用室や不使用区画の消灯及び執務時間外(休憩時間等)における消灯…100 t 削減

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況(環境価値(\*8)の活用等)

令和3年度に本市○○地区植林事業によるオフセットクレジットを年間100トン購入した。

特に措置していない場合は「特になし」と記入してください。

4 その他の取組の実施状況

令和3年度中に実施した環境配慮に関するその他の取組は以下のとおりである。  
・社内掲示板への月ごとのエネルギー使用量の公表による、社員の意識啓発を実施。  
・トイレトーパー等のグリーン購入を実施。  
・廃棄物の分別化の徹底。

\*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

\*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

**本表は公表します  
(大規模事業所ごとに提出)**

第2号様式 別紙3

(令和3年度計画分 事業活動環境報告書)

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標の実施状況等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	株式会社〇〇〇〇 △△店	複数の大規模事業所を有する場合は、事業所毎に作成してください。
事業所の所在地	広島市中区〇〇〇 〇-〇-〇	
事業所の業種	各種商品小売業	「日本標準産業分類 細分類」を参考に記入してください。(複数ある場合は主なものを記入してください。)
事業の概要	衣料品等を含む、食料品販売を中心とした市内最大級のショッピングモールである	

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

主な事業概要について記入してください。

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する措置の実施状況

(※温室効果ガス排出量の下限)

計画期間の各年度の実績を記入してください。

平均値については、計画期間終了時の翌年度に提出する報告書において記入します。

計画書で計画した値を記入してください。変更がある場合は、変更計画書を提出する必要があります。

	基準年度		計画期間			
	実績 a	目標 b	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3~令和5年度(平均値)
温室効果ガス実排出量(*4)	令和2年度 17,800 t-CO <sub>2</sub>	令和3~令和5年度(平均値) 17,450 t-CO <sub>2</sub>	17,600 t-CO <sub>2</sub>			t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガスみなし排出量(*5)		2.0 %	1.1 %			%
		17,350 t-CO <sub>2</sub> 2.5 %	17,500 t-CO <sub>2</sub> 1.7 %			%
実績に対する自己評価	令和3年度は、計画通りに対策を実施し、温室効果ガス排出量の年1%削減目標を達成することができた。					

小数点以下を切り捨てして整数で表示。

小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

実績に対する自己評価を記入してください。

基本的には当社全体の取組を当店舗においても実施しており、令和3年度中に実施した温室効果ガス排出量の抑制に関する措置は以下のとおりである。  
冷暖房の設定温度の改善、照明関係の消灯などの運用面を中心に対策を実施しているとともに、高効率照明器具についても、順次更新を行っている。

- ・冷暖房の設定温度は政府の推奨値(冷房28℃、暖房20℃)へ見直し…200 t 削減
- ・高効率照明器具(HFインバーター蛍光灯)へ順次更新…170 t 削減
- ・不使用室や不使用区画の消灯及び執務時間外(休憩時間等)における消灯…30 t 削減

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況(環境価値の活用等)

令和3年度に、本市〇〇地区植林事業によるオフセットクレジットを年間100トン購入した。

特に措置していない場合は「特になし」と記入してください。

2 その他の取組の実施状況

当社全体の取組を当店舗においても実施している。令和3年度中に実施した環境配慮に関するその他の取組は以下のとおりである。

- ・社内掲示板への月ごとのエネルギー使用量の公表による、社員の意識啓発を実施。
- ・トイレトペーパー等のグリーン購入を実施。
- ・廃棄物の分別化の徹底。

別表 1 エネルギーの種類ごとの熱量換算係数

エネルギーの種類		単位	熱量換算係数	係数の単位		
燃料	原油（コンデンセートを除く）		kl	38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl	35.3	GJ/kl	
	揮発油（ガソリン）		kl	34.6	GJ/kl	
	ナフサ		kl	33.6	GJ/kl	
	灯油		kl	36.7	GJ/kl	
	軽油		kl	37.7	GJ/kl	
	A重油		kl	39.1	GJ/kl	
	B・C重油		kl	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト		t	40.9	GJ/t	
	石油コークス		t	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		t	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>	44.9	GJ/千m <sup>3</sup>
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		t	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>	43.5	GJ/千m <sup>3</sup>
	石炭	原料炭		t	29.0	GJ/t
		一般炭		t	25.7	GJ/t
		無煙炭		t	26.9	GJ/t
	石炭コークス		t	29.4	GJ/t	
	コールタール		t	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>	21.1	GJ/千m <sup>3</sup>	
高炉ガス		千m <sup>3</sup>	3.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
転炉ガス		千m <sup>3</sup>	8.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
都市ガス		千m <sup>3</sup>	45	GJ/千m <sup>3</sup>		
熱	産業用蒸気		GJ	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ	1.36	GJ/GJ	
	温水		GJ	1.36	GJ/GJ	
	冷水		GJ	1.36	GJ/GJ	
電気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh	9.97	GJ/千 kWh	
		夜間買電	千 kWh	9.28	GJ/千 kWh	
	その他	上記以外の買電	千 kWh	9.76	GJ/千 kWh	
		自家発電	千 kWh	9.76	GJ/千 kWh	

※「一般電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、一般電気事業者から供給を受ける電気の昼夜別使用量とする。この場合、昼間は午前8時から午後10時までとし、夜間は午後10時から翌日の午前8時までとする。

別表2 エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数

エネルギーの種類		排出係数	係数の単位	
燃料	原油（コンデンセートを除く）	0.0187	tC/GJ	
	原油のうちコンデンセート（NGL）	0.0184	tC/GJ	
	揮発油（ガソリン）	0.0183	tC/GJ	
	ナフサ	0.0182	tC/GJ	
	灯油	0.0185	tC/GJ	
	軽油	0.0187	tC/GJ	
	A重油	0.0189	tC/GJ	
	B・C重油	0.0195	tC/GJ	
	石油アスファルト	0.0208	tC/GJ	
	石油コークス	0.0254	tC/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	0.0161	tC/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0142	tC/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	0.0135	tC/GJ
		その他可燃性天然ガス	0.0139	tC/GJ
	石炭	原料炭	0.0245	tC/GJ
		一般炭	0.0247	tC/GJ
		無煙炭	0.0255	tC/GJ
	石炭コークス	0.0294	tC/GJ	
	コールタール	0.0209	tC/GJ	
	コークス炉ガス	0.0110	tC/GJ	
	高炉ガス	0.0263	tC/GJ	
転炉ガス	0.0384	tC/GJ		
都市ガス	0.0136	tC/GJ		
熱	産業用蒸気	0.060	tCO2/GJ	
	産業用以外の蒸気	0.057	tCO2/GJ	
	温水	0.057	tCO2/GJ	
	冷水	0.057	tCO2/GJ	

別表3 地球温暖化係数

温室効果ガス			地球温暖化係数
1	二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1
2	メタン	CH <sub>4</sub>	25
3	一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	298
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	14800
	ジフルオロメタン	HFC-32	675
	フルオロメタン	HFC-41	92
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3500
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1100
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1430
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4470
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124
	フルオロエタン	HFC-161	12
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3220
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9810
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1370
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1340
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1030
1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	794	
1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1640	
5	パーフルオロカーボン	PFC	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	7390
	パーフルオロエタン	PFC-116	12200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8830
	パーフルオロシクロプロパン		17340
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	8860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9300
パーフルオロデカリン	PFC-9-1-18	7500	
6	六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	22800
7	三ふっ化窒素	NF <sub>3</sub>	17200

別表4-1 基本対策（運用対策）＜事務所・工場共通＞

大分類	中分類	温室効果ガス削減対策の内容	重点対策
一般管理	推進体制	統括的な管理体制の整備及び責任者の配置	★1
	データ管理	電圧、電流、温度、圧力、風量、流量、エネルギー使用量、運転時間等の計測、記録	★2
	取組の評価、改善	取組状況の確認、評価、改善	★3
空気調和設備 換気設備	空気調和設備の 運転管理	事務室等の冷暖房の設定温度は政府の推奨値（冷房28℃、暖房20℃）	★4
		空調区画の細分化と空調不要区画の空調停止	★5
		日射の強い窓はブラインドで遮熱（直射日光を遮断し、反射光を導入）	
	空気調和設備の 効率管理	冷暖房時における外気導入量の最適化（必要最小量にダクト調整）	★6
		中間期における全熱交換器の普通換気への切替	
中間期における熱源停止及び（強制給気又は自然給気による）外気冷房		★7	
除湿機能を付した冷房における必要以上の再熱運転停止			
空気調和設備の 保安全管理 （*1）は換気設備 においても共通	外気と内気のエンタルピー差を利用する外気冷房		
	ナイトパージによる夜間外気取入れに伴う立上り負荷の低減		
	空気調和設備の定期的な保守・点検		
	空調機器のフィルターの定期的な点検・整備（清掃、交換等）（*1）	★8	
換気設備の 運転管理	空調機器の熱交換器の定期的な清掃（フィン洗浄等）	★8	
	ストレーナの定期的な点検・整備（清掃等）		
ボイラー設備 給湯設備 燃焼設備 空気調和設備 の熱源設備	送風機の定期的な点検・整備（ベルト、ブレード、軸受等の交換等）（*1）		
	ポンプの定期的な点検・整備（パッキン、軸受等の交換等）		
	換気設備の 運転管理	電気室等、機器冷却用の換気設備におけるサーモスタットの設定温度の緩和 トール倉庫等は常時換気とせず、使用時のみ換気運転	★5
	燃焼設備の 効率管理	空気比は省エネ法に準じて調整（最良の燃焼効率かつ完全燃焼） 燃焼設備の複数台運転における燃焼負荷の適切な配分による全体効率の向上 燃焼設備の台数制御における需要に応じた運転台数管理による熱効率の向上	★9
	燃焼設備の 保安全管理	燃焼設備の定期的な保守・点検 バーナーノズルの定期的な点検・整備（清掃等）	
	ボイラーへの補給水 及びブローの管理	ボイラーへの補給水はJIS B8223の規定による水質管理 ボイラーのブローを水質分析し、可能な限りブロー水を低減	
照明設備 昇降機設備 動力設備	給湯設備の 運転管理	給湯の設定温度はできるだけ低く設定 給湯不要箇所の系統バルブを閉止（中央給湯式） 循環ポンプの起動・停止時刻は、曜日・季節等により適切に設定（中央給湯式）	
	給湯設備の 保安全管理	熱交換器の定期的な点検・整備（スケール除去等） ストレーナの定期的な点検・整備（清掃等）	
	照明設備の 運用管理	照度はJIS Z9110及びZ9125の規定による適切な照度レベル 窓側における自然光の有効利用、過剰又は不要な照明の減光又は消灯 照明区画の細分化と照明不要区画の消灯 外灯におけるスクワールライトの適切な設定	★10
		休憩時間等、執務時間外における消灯又は減光	★10
		照明器具のランプや反射板の定期的な清掃 照明器具の定期的な点検・整備（光源の交換等）	
昇降機の管理	時間帯、曜日等による停止階、稼働台数等の制限 昇降機の定期的な保守・点検（電動機、動力伝達部、制御部等）		
動力設備の 保安全管理	機械式駐車設備等の動力伝達部、電動機等の定期的な保守・点検 給水（揚水）・排水ポンプの定期的な点検・整備（パッキン、軸受等の交換等）		
受変電設備	受変電設備の定期的な保守・点検 進相コンデンサの力率管理（受電端で95%以上）		
発電専用設備 コージェネレーション設備 （非常用発電設備を除く）	発電専用設備の 管理	発電専用設備は高効率運転の維持 発電専用設備の複数台運転における負荷の適切な配分による全体効率の向上 発電専用設備の定期的な保守・点検	
	コージェネレーション設備 の管理	需要に応じた最大限の廃熱利用	
		電気と熱の各々の需要の変動に応じた総合的な高効率運転（季節、時間帯） コージェネレーション設備の定期的な保守・点検	
事務用機器 業務用機器 民生用機器		不要時に電源を遮断し、待機電力の削減 業務用機器は季節・曜日・時間帯に応じた運転管理 自動販売機は営業時間外、休日等の運転停止	

重点対策欄の番号は、「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票」中の重点対策である。



別表 4-2 基本対策（運用対策）＜工場専用＞

大分類	中分類	温室効果ガス削減対策の内容
加熱設備等		加熱設備等(加熱・冷却・伝熱)における熱媒体による熱量の過剰供給の抑制
		加熱等における被加熱(冷却)物の量及び炉内配置の適正化
		加熱設備の複数台運転における負荷の適切な配分による全体効率の向上
		加熱等を行う設備(工業炉、電気炉、熱交換器等)の定期的な保守・点検
廃熱回収装置		廃熱回収設備(熱交換器等)の保守・点検
		廃熱回収設備の伝熱面のスケール除去、熱媒体の漏えい防止
電気使用設備	電動力応用設備	電動力応用設備の空転ロスの低減、不要時の停止
		電動機の複数台運転における負荷の適切な配分による全体効率の向上
		電動力応用設備の負荷機械、動力伝達部、電動機の定期的な保守・点検
	流体機械 (ポンプ、ファン、プロ リ、コンプレッサ等)	流体機械における適切な使用端圧力、吐出量による電動機負荷の低減
		流体機械の複数台運転における負荷の適切な配分による全体効率の向上
	電気加熱設備	流体設備の機械損失低減及び流体漏えい防止に係る定期的な保守・点検
誘導炉、アーク炉、抵抗炉における無負荷稼働に伴う電気の損失の低減		
		配線、開閉器等の抵抗損失の低減に係る定期的な保守・点検

別表5-1 目標対策（設備導入等対策）＜事務所・工場共通＞

大分類	中分類	温室効果ガス削減対策の内容	重点対策
空気調和設備 換気設備	熱源設備	熱源(吸収式冷凍機、冷温水発生機等)にバイオマス燃料を利用するカーボンニュートラル	★4
		熱負荷の変動に対応する熱源機器の台数制御 熱源水に太陽熱、地中熱、廃熱等を利用	★2
	空気調和機	負荷に応じた運転制御を行うための回転数制御装置等による変风量システム又は変流量システム	
		同一室内の複数ゾーンごとの熱負荷に対応するゾーンごとの空調 大温度差空調による风量・冷温水量低減に伴う搬送動力低減	
	冷温水搬送設備	冷温水量の変動に対応するためのポンプの台数制御又は回転数制御 配管、弁類の保温(熱伝導率の低い断熱材、適切な保温厚、欠落部の補修)	
	送風設備	負荷に応じた運転制御を行うための回転数制御装置等による変风量制御 空気調和機の予冷熱時外気遮断制御 CO2センサーによる空気調和機の最小外気取入制御 地中熱を利用した外気取入れに伴う外気負荷の低減	
換気設備	全熱交換器による排気の熱回収 各種センサー又はタイマー等による換気风量制御又は発停制御	★3	
自動制御設備	適切な空気調和の制御に必要な機器等の設置 BEMSによる運転管理(エネルギー消費状況の分析、診断による省エネ運転管理)	★1	
ボイラー設備 給湯設備 燃焼設備	ボイラー設備 燃焼設備	ボイラーにバイオマス燃料を利用するカーボンニュートラル	★4
		熱負荷の変動に対応するボイラーの台数制御 ボイラー等にエコパワ―を設置することによる廃熱回収 蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合のドレン回収	★5
給湯設備	給湯設備	太陽熱を利用した給湯	★6
		ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用 配管、弁類の保温(熱伝導率の低い断熱材、適切な保温厚、欠落部の修繕)	★7
給水設備		5階直結給水方式によるポンプ動力削減 増圧給水方式によるポンプ動力削減(直圧分の動力を削減) 雨水利用(中水(トイレの洗浄水等)に利用)による節水 節水型給水器具(節水コマ等)による節水	
衛生器具設備	節水器具	人感センサー付衛生器具による節水 節水型衛生器具による節水 擬音装置(女子便所)による節水	
電気設備	照明器具	LED照明の使用 人感センサー、タイマーの導入等による不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光 昼光利用が可能な場所における照度設備の別回路化	★8
	受変電設備	適容量かつ高効率(トップランナー基準等)の変圧器の使用 適容量の進相コンデンサの使用	
発電設備		太陽光発電による自然エネルギーの有効利用 天然ガスコージェネレーションによる発電及び廃熱利用による給湯	★9 ★9
昇降機設備	エスカレーター	人感センサーによる発停制御	
	エレベーター	時間帯、曜日等による停止階、稼働台数等のプログラム制御	
建物	構造体	建物外皮の高断熱(熱伝導率、厚さ)による空調負荷の低減	
		屋根、外壁の遮熱(赤外線反射)塗装による日射負荷の低減	
		庇による日射負荷の低減	
		屋根、外壁の緑化による日射負荷の低減	
窓	窓	高气密サッシによる外気負荷の低減	
		断熱サッシ(アルミと樹脂の複合等)による断熱性能の向上	
		複層ガラス(二重サッシを含む)による断熱性能の向上	★10
		遮熱ガラス(熱線吸収、熱線反射等)による日射負荷の低減 ブラインド、遮熱コーティング、遮熱フィルムによる日射負荷の低減	
事務用機器 業務用機器 民生用機器		高効率(トップランナー基準等)機器の使用 発熱機器の廃熱は空調区域外へ直接排気 缶・ボトルの自動販売機はスケジュールタイマーによる夜間・休日の運転停止	

重点対策欄の番号は、「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票」中の重点対策である。

別表5-2 目標対策（設備導入等対策）＜工場専用＞

大分類	中分類	温室効果ガス削減対策の内容
燃焼設備		負荷に応じた燃料供給量、空気比の調整機能を有するバーナーの採用
		熱交換機能を有するリジネイティブバーナー等の採用
		通風量・燃焼室圧力の調整機能を有する通風装置の採用
		炉壁の気密性（シール）、断熱性の向上（断熱材の熱伝導率、厚さ）
熱利用設備		熱交換に係る部分における熱伝導率の高い材料の採用
		工業炉の炉体、架台、治具、台車等における熱容量の低減
		熱交換器の配列の適正化による総合的な熱効率の向上
		加熱等の反復する工程における連続化、統合化、短縮等による熱効率の向上
		工業炉の炉壁の断熱性の向上
		開口部の縮小、二重扉の設置等による空気の流出入による熱損失の防止
		回転部分、継手部分のシールによる熱媒体の漏えい防止
		排ガスの廃熱回収による熱効率の向上
電気使用設備	電動力応用設備	負荷変動の大きい電動力応用設備における回転数制御装置等の設置 進相コンデンサ設置による力率の向上
	エアコンプレッサ	エアコンプレッサの小型化、分散配置によるエネルギー使用の合理化
		圧力の低いエアの用途について、ブロー又はファンの利用

参考資料 1 規模の目安（1／2） （経済産業省、環境省資料より抜粋）

○エネルギー使用量が概ね原油換算で1, 500キロリットル／年の目安

小売店舗	延べ床面積	約3万㎡程度
オフィス・事務所	電力使用量	約600万kWh/年程度
ホテル	客室数	300～400室程度
病院	病床数	500～600床程度
コンビニエンスストア	店舗数	30～40店舗程度
ファーストフード店	店舗数	25店舗程度
ファミリーレストラン	店舗数	15店舗程度
フィットネスクラブ	店舗数	8店舗程度

※ 事業所の立地条件（所在地等）や施設の構成（例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院）等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると上記のとおりです。

○温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算値）が概ね3,000t-CO<sub>2</sub>以上／年となる活動量の目安

非エネルギー起源二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

原油の生産	原油生産量	1,100万kl
セメントの製造	クリンカー生産量	6,000t
石灰石の使用	石灰石使用量	6,800t
廃タイヤ、廃合成繊維以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）の焼却	焼却量	1,200t
廃油由来燃料油の利用	廃油由来燃料油使用量	1,100kl

メタン（CH<sub>4</sub>）

燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用（ガス機関）	都市ガス使用量	5,000万Nm <sup>3</sup>
原油の生産	原油生産量	80千kl
コークスの製造	コークス製造量	92万t
家畜の飼養（家畜の消化管内発酵）	乳用牛	1,100頭
家畜の飼養（家畜の排せつ物の管理）	馬	57千頭
稲作	間欠灌漑水田	750ha
植物性の物の焼却（稲）	農業廃棄物の焼却量	57千t
廃棄物の埋立	埋め立てられた食物残さ量	830t
合併処理浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	排水処理人口	11万人

## 参考資料 1 規模の目安 (2 / 2)

### 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用 (ガス機関)	都市ガス使用量	36,000 万 N m <sup>3</sup>
原油 (コンデンセートを除く) の生産に伴う随伴ガスの焼却	原油生産量	1,600 万 kl
耕地における肥料の使用 (野菜)	使用された肥料に含まれる窒素量	1,000 t N
植物性の物の焼却 (稲)	農業廃棄物の焼却量	18 万 t
工場排水の処理	廃水処理施設流入水中の窒素量	2,300 t N
一般廃棄物の焼却 (連続燃焼式焼却施設)	一般廃棄物焼却量	18 万 t

### ハイドロフルオロカーボン (HFC)

クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造	HCFC-22の製造量 (*)	11 t
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造に伴うHFCの封入 (カーエアコンの製造) (HFC-134a)	カーエアコンの製造台数	84 万台
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入 (R410A)	回収時機器中残存量 回収・適正処理量 再封入時使用量	29,000kg 27,500kg 29,000kg
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用	ウレタンフォーム製造時のHFC-134aの使用量	21 t
噴霧器の使用 (HFC-152a)	エアゾールの使用量	(340 g/本×71 千本) 24 t

\*回収・適正処理量=0の場合を想定している。

### パーフルオロカーボン (PFC)

アルミニウムの製造	アルミニウム製造量	1,200 t
パーフルオロカーボン (PFC) の製造	PFC-51-14製造量	8.3 t
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	PFC-116使用量 (*)	320 kg
溶剤等の使用	PFC-51-14使用量 (*)	320 kg

\*回収・適正処理量=0の場合を想定している。

### 六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

マグネシウム合金の鋳造	SF <sub>6</sub> の使用量	130 kg
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入	機器製造・使用開始時の使用量	4,900 kg

### 三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>)

液晶加工工程におけるNF <sub>3</sub> の使用 (リモートプラズマ方式以外)	NF <sub>3</sub> の使用量	580 kg
--	----------------------	--------

参考資料2 温室効果ガス排出量算定の対象となる事業活動（1/2）

活動分野	活動の種類	温室効果ガス						
		CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub> (非エネ)	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	PFC	SF <sub>6</sub>
エネルギー使用	燃料の燃焼	○						
	他人から供給された電気の使用	○						
	他人から供給された熱の使用	○						
	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用			○	○			
	電気炉（製鉄用、製鋼用、合金鉄製造用、カーバイド製造用）における電気の使用			○				
燃料の漏出	石炭の採掘			○				
	原油又は天然ガスの試掘		○	○				
	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施		○	○	○			
	原油又は天然ガスの生産		○	○	○			
	原油の精製			○				
	都市ガスの製造			○				
工業プロセス	セメントの製造		○					
	生石灰の製造		○					
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造		○					
	ソーダ灰の製造		○					
	ソーダ灰の使用		○					
	アンモニアの製造		○					
	シリコンカーバイドの製造		○					
	カルシウムカーバイドの製造		○					
	エチレンの製造		○					
	カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用		○					
	電気炉を使用した粗鋼の製造		○					
	ドライアイスの使用		○					
	噴霧器の使用		○					
	化学製品の製造（カーボンブラック、アジピン酸）			○	○			
麻酔剤の使用				○				

参考資料2 温室効果ガス排出量算定の対象となる事業活動（2/2）

活動分野	活動の種類	温室効果ガス						
		CO <sub>2</sub> (非エネ)	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	PFC	SF <sub>6</sub>	NF <sub>3</sub>
農業	家畜の飼養（家畜の消化管内発酵）		○					
	家畜の排せつ物の管理		○	○				
	稲作		○					
	耕地における肥料の使用			○				
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用			○				
	農業廃棄物の焼却		○	○				
廃棄物	廃棄物の埋立処分		○					
	工場廃水の処理		○	○				
	下水、し尿等の処理		○	○				
	廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	○	○	○				
HFC等 4ガス	アルミニウムの製造					○		
	マグネシウム合金の鋳造						○	
	クロロジフルオロメタン（HCFC-22）の製造				○			
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）の製造				○			
	パーフルオロカーボン（PFC）の製造					○		
	六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）の製造						○	
	三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）の製造							○
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入				○			
	業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入				○			
	業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入				○			
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収				○			
	プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用				○			
	噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入				○			
	噴霧器の使用				○			
	変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入						○	
	変圧器等電気機械器具の使用						○	
	変圧器等電気機械器具の点検におけるSF <sub>6</sub> の回収						○	
	変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF <sub>6</sub> の回収						○	
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における使用				○	○	○	○	
溶剤等の用途への使用				○	○			

参考資料3 温室効果ガス排出量の業種別活動対応表（目安）

活動分野	活動の種類	業種																						
		農業	鉱業	建設業	食品製造業	紙・パルプ製造業	化学工業	石油精製業	プラスチック製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス製造業	自動車工業	電気業	ガス業	水道業	運輸業	医療業	廃棄物処理業	サービス業		
エネルギーの使用	燃料の燃焼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	他人から供給された電気の使用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	他人から供給された熱の使用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電気炉における電気の使用						○				○	○	○	○	○	○	○					○	○	
燃料の漏出	石炭の採掘		○																					
	原油又は天然ガスの採掘		○																					
	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施		○																					
	原油又は天然ガスの生産		○																					
	原油の精製							○																
工業プロセス	都市ガスの製造																○							
	セメントの製造										○													
	生石灰の製造										○													
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造										○	○												
	ソーダ灰の製造									○														
	ソーダ灰の使用									○														
	アンモニアの製造									○														
	シリコンカーバイドの製造									○														
	カルシウムカーバイドの製造									○														
	エチレンの製造									○													○	
	カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用										○	○											○	
	電気炉を使用した粗鋼の製造										○												○	
	ドライアイスの使用																						○	
	噴霧器の使用																			○				○
	農業	化学製品の製造（カーボンブラック、アジピン酸）									○													
麻酔剤の使用																					○			
家畜の飼養（家畜の消化管内発酵）		○																						
家畜の排せつ物の管理		○																						
稲作		○																						
廃棄物	耕地における肥料の使用	○																						
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用	○																						
	農業廃棄物の焼却	○																						
	廃棄物の埋立処分																						○	
	工場廃水の処理		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
HFC等4ガス	下水、し尿等の処理																							
	廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用																						○	
	アルミニウムの製造																						○	
	マグネシウム合金の製造																						○	
	クロロジフルオロメタン（HCFC-22）の製造																						○	
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）の製造																						○	
	パーフルオロカーボン（PFC）の製造																						○	
	六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）の製造																						○	
	三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）の製造																						○	
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入																						○	
	業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入																						○	
	業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入																						○	
	家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収																						○	
	プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用																						○	
	噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入																						○	
噴霧器の使用																						○		
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF <sub>6</sub> の封入																						○		
変圧器等電気機械器具の使用																						○		
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF <sub>6</sub> の回収																						○		
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF <sub>6</sub> の回収																						○		
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における使用																						○		
溶剤等の用途への使用																						○		





参考資料4 工業統計調査による製造品出荷額（従業員29人以下の事業所の場合）

2020年工業統計調査  
工業調査票乙（2019年実績）  
(従業員29人以下の事業所用)

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号)

(フリガナ)

(名称)

〒 (所在地)

2 本社又は本店の名称及び所在地 (電話番号)

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。

(名称)

〒 (所在地)

3 他事業所(国内)の有無 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。

2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なる場所にある。

3 工場が二つ以上ある(上記1,2以外)。

4 経営組織 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 会社 (株式会社、合資、有限)

2 組合・その他の法人

3 個人

5 資本金額又は出資金額 (単位:万円)

2020年4月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。

金額	単位	万円	千円	円
5,000円未満の場合	は「0」を記入。			

6 従業員数(2020年4月1日現在) (単位:人)

区分	①個人 業主及び 家族 従業員	②有給役員 (個人経営以外で役員 を兼任する人)	③常用 雇用者	④パート・アルバイト 等(パート・アルバイト として働く人)	⑤臨時雇用者 (パート・アルバイト として働く人)	⑥合計 (①-⑤の 合計)	⑦輸出・派遣 受入者 (⑥合計の内、輸出受入者 及び派遣受入者として働く 人)	⑧この事業所に 従事している人の 男女別
男								
女								

この事業所に従事している人の男女計(⑥+⑦)

7 現金給与総額(年間)(期末賞与、退職金等を含む) (単位:万円)

輸出・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、輸出を受けている人に対する負担額なども含めて記入してください。

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。

①の項目は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

9 預金の額(9項、10項、11項)は、上記(7「現金給与総額」)での選択による金額を記入してください。

10 原材料、燃料、電力の使用額、燃料生産費、製造等に製造する外注費及び販売した商品の仕入額の合計金額(年間)

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものを、同じ企業内の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます(購入額を記入しないでください)。

(2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支給した加工費又は支払った加工費をいいます。

(3) 製造等に製造する外注費は、生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などを外注した際の費用をいいます。派遣、(2)の委託生産費などの外注費を除いたものです。

(4) 販売した商品の仕入額は、実際に2019年中に売り上げた販売品に対応する仕入額(半年販売品仕入額+年間販売品仕入額-半年販売品仕入額)をいいます。

(5) 金額には(1)、(2)、(3)、(4)の合計金額を記入してください。

10 製造品出荷額等

(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造されたもの。

(2) 貴事業所で製造し、同じ企業内の事業所へ引き渡されたもの。

(3) 製造品名、加工品名、その他の収入の種類名、番号、単位。

(4) 出荷額は、工場出荷額額によって記入してください。

7 ア 品別製造品出荷額(年間) 自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ」その他収入欄に記入してください。

品名	製造品名	数量	金額(単位:万円)			
			千円	百円	十円	円
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						
⑱						
⑲						
⑳						
㉑						
㉒						
㉓						
㉔						
㉕						
㉖						
㉗						
㉘						
㉙						
㉚						
㉛						
㉜						
㉝						
㉞						
㉟						
㊱						
㊲						
㊳						
㊴						
㊵						
㊶						
㊷						
㊸						
㊹						
㊺						
㊻						
㊼						
㊽						
㊾						
㊿						
製造品出荷額計						
品名	加工品名	数量	金額(単位:万円)			
			千円	百円	十円	円
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						
⑱						
⑲						
⑳						
㉑						
㉒						
㉓						
㉔						
㉕						
㉖						
㉗						
㉘						
㉙						
㉚						
㉛						
㉜						
㉝						
㉞						
㉟						
㊱						
㊲						
㊳						
㊴						
㊵						
㊶						
㊷						
㊸						
㊹						
㊺						
㊻						
㊼						
㊽						
㊾						
㊿						
加工費収入額計						
品名	その他収入の種類名	数量	金額(単位:万円)			
			千円	百円	十円	円
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						
⑱						
⑲						
⑳						
㉑						
㉒						
㉓						
㉔						
㉕						
㉖						
㉗						
㉘						
㉙						
㉚						
㉛						
㉜						
㉝						
㉞						
㉟						
㊱						
㊲						
㊳						
㊴						
㊵						
㊶						
㊷						
㊸						
㊹						
㊺						
㊻						
㊼						
㊽						
㊾						
㊿						
その他収入額計						

乙

乙

★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は調査の義務があります。  
★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は調査の義務があります。

経済産業省  
政府統計

57